

自 己 評 価 書

平成 2 6 年 6 月

国際連合大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	大学の目的	3
基準 2	教育研究組織	7
基準 3	教員及び教育支援者	10
基準 4	学生の受入	16
基準 5	教育内容及び方法	24
基準 6	学習成果	47
基準 7	施設・設備及び学生支援	52
基準 8	教育の内部質保証システム	66
基準 9	財務基盤及び管理運営	69
基準10	教育情報等の公表	83

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 国際連合大学

(2) 所在地 東京都渋谷区

(3) 学部等の構成

研究科： サステナビリティ学研究科

関連施設：図書館

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：大学院33人

専任教員数：16人

2 特徴

本学は、国際連合憲章の目的を追求し、原則を促進するために、大学院レベルの研修及び知識の普及に携わる学者・研究者の国際的共同体として、昭和47年第27回国連総会で設立が承認され、東京に本部を置くこととして、昭和50年開設された。

平成21年第64回国連総会において、本学に修士号・博士号の学位授与機能を持たせることとして、国際連合大学憲章が改正され、平成22年9月、地球規模課題に取り組み、様々な国際連合機関や国際機関等で活躍する人材を育成するため、サステナビリティと平和研究科 (Institute for Sustainability and Peace: I S P) を設置し、サステナビリティ・開発・平和学修士課程 (Master of Science in Sustainability, Development and Peace) を開設した。

その後、平成24年9月には、環境サステナビリティ、平和、開発を包括的に捉えながら地球変動の諸問題に取り組む一流の研究者の育成を目指し、サステナビリティ学博士課程 (PhD in Sustainability Science) を開設した。

平成26年1月には、サステナビリティ学研究科 (Institute for the Advanced Study of Sustainability: I A S) として研究科の改組・拡充を図り、現在に至っている。

本研究科は、サステナビリティ、気候変動、人権といった国際連合及びその加盟国が直面している喫緊の地球的課題に、幅広い理解と問題解決能力をもって取り組む人材の育成を目指し、研究教育活動を推進する上で、次のような特徴を有している。

第一に、自然科学の理論と応用、社会科学および人文科学の学際的融合の視点に基づいた世界最高水準の研究

・教育・能力開発を行うことを使命としていることである。

第二に、本研究科の教育プログラムは、本学が長年に亘って培ってきた重点分野での確かな研究実績を基盤としていることである。学生は、サステナビリティの課題に対し、本学のこれまでの研究成果を反映して、必要不可欠な理論と多面的なアプローチの基礎、学際研究を遂行する技能と実践経験を修得し、さらに、厳格な分析を加えた上で、独創的で学問的に貢献し得るような特定の研究課題について学位論文を作成することとしている。

第三に、教員と学生の多様性である。教員については、世界的に著名な大学で大学院教育の経験を有するとともに、サステナビリティに関する分野において第一線で活躍する専門家と共同して活動している研究実績豊かな専任教員を有する一方で、国際的な学術機関や組織からトップクラスの学者や研究者、政策立案者や実務家を客員教員として招聘している。学生については、平成22年～平成25年度入学者について、出身国は29カ国となっている。特に、開発途上国の学術科学共同体を強力かつ継続的に発展させることが本学の目的の一つでもあるが、開発途上国からの入学者の割合は、約60%となっている。

第四に、国際ネットワークの活用である。本学が有する16の研究所とプログラムの他、13のパートナー機関、さらに各国際連合機関などで構成する国際ネットワークによって、学生はインターンシップや実地調査を通じた実務経験や、国際的な会議やワークショップ、シンポジウムに参加することを通じて一流の学者、研究者、実務家に接する機会を得ることができる。

これら研究教育の特徴を踏まえ、学生に対する学修機会の拡大と研究教育の一層の充実を図るため、国際基督教大学および横浜国立大学との間で単位互換を行うとともに、東京大学サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムと共同認定プログラムを設定し、その推進を図っているところである。

Ⅱ 目的

1. 本学の目的および機構

- (1) 国際連合憲章の目的と原則を促進するために、学者・研究者の国際的共同体として、人類の存続、発展および福祉にかかわる緊急かつ世界的な問題についての研究、大学院レベルの研修および知識の普及
- (2) 国際連合と国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の共同の支援の下に、世界各地の大学・研究機関とネットワークを構成
- (3) 開発途上国の学術科学を継続的に発展させる
- (4) 学術研究者、特に若手研究者の、知識の拡充、応用および普及に寄与することを目的とした自身の能力向上のための研究活動への参加を助成
- (5) 理事会の定めにもとづき、「学位」(修士号・博士号)、学位証書、修了証書、その他の学業優等賞の授与
(国際連合大学憲章第1条抜粋)

2. 研究科の目的

- (1) 本学の目的に沿った具体の学術的教育理念の提供
- (2) 学生が選択した分野に応じた深い学識と理解の提供
- (3) 実践的経験および応用研究の機会の提供
- (4) 質の高い確固とした修士論文の作成による自立した科学的考え方や研究の支援
- (5) 学術能力、分析力およびコミュニケーションスキルの向上を支援
(サステイナビリティと平和研究科修士課程規程第4条抜粋)

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学は、国際機関である国際連合が設置する大学であり、学校教育法の適用を受けるものではないが、大学の目的は、国際連合大学憲章第 1 条に定められており、その主旨は次のとおりである。なお、学位授与等に関する第 8 号の規定については、平成 21(2009)年 12 月第 64 回国連総会で加えることが承認されたものである。

- (1) 国際連合憲章の目的と原則を促進するために、学者・研究者の国際的共同体として、人類の存続、発展および福祉にかかわる緊急かつ世界的な問題についての研究、大学院レベルの研修および知識の普及
- (2) 国際連合と国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の共同の支援の下に、世界各地の大学・研究機関とネットワークを構成
- (3) 開発途上国の学術科学を継続的に発展させる
- (4) 学術研究者、特に若手研究者の、知識の拡充、応用および普及に寄与することを目的とした自身の能力向上のための研究活動への参加を助成
- (5) 理事会の定めにもとづき、「学位」(修士号・博士号)、学位証書、修了証書、その他の学業優等賞の授与

資料 1-1-1: 大学の目的

○Excerpt from “UNITED NATIONS UNIVERSITY CHARTER”

ARTICLE I. Purposes and Structure

1. The United Nations University shall be an international community of scholars, engaged in research, postgraduate training and dissemination of knowledge in furtherance of the purposes and principles of the Charter of the United Nations. In achieving its stated objectives, it shall function under the joint sponsorship of the United Nations and the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (hereinafter referred to as “UNESCO”), through a central programming and coordinating body and a network of research and postgraduate training centres and programmes located in the developed and developing countries.

2. The University shall devote its work to research into the pressing global problems of human survival, development and welfare that are the concern of the United Nations and its agencies, with due attention to the social sciences and the humanities as well as natural sciences, pure and applied.

3. The research programmes of the institutions of the University shall include, among other subjects, coexistence between peoples having different cultures, languages and social systems; peaceful relations between States and the maintenance of peace and security; human rights; economic and social change and

development; the environment and the proper use of resources; basic scientific research and the application of the results of science and technology in the interests of development; and universal human values related to the improvement of the quality of life.

4. The University shall disseminate the knowledge gained in its activities to the United Nations and its agencies, to scholars and to the public, in order to increase dynamic interaction in the worldwide community of learning and research.

5. The University and all those who work in it shall act in accordance with the spirit of the provisions of the Charter of the United Nations and the Constitution of UNESCO and with the fundamental principles of contemporary international law.

6. The University shall have as a central objective of its research and training centres and programmes the continuing growth of vigorous academic and scientific communities everywhere and particularly in the developing countries, devoted to their vital needs in the fields of learning and research within the framework of the aims assigned to those centres and programmes in the present Charter. It shall endeavour to alleviate the intellectual isolation of persons in such communities in the developing countries which might otherwise become a reason for their moving to developed countries.

7. In its postgraduate training the University shall assist scholars, especially young scholars, to participate in research in order to increase their capability to contribute to the extension, application and diffusion of knowledge. The University may also undertake the training of persons who will serve in international or national technical assistance programmes, particularly in regard to an interdisciplinary approach to the problems with which they will be called upon to deal.

8. The University shall grant and confer master's degrees and doctorates, diplomas, certificates and other academic distinctions under conditions laid down for that purpose in the statutes by the Council of the University.

本学ウェブサイト "United Nations University Charter" (<http://unu.edu/about/charter#overview>)

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的は、国際機関である国際連合の総会で採択された国際連合大学憲章に明確に定められ、国際連合の目的に貢献し得る国際的な内容となっている。

1 別添資料1-1-1 Statutes of the United Nations University (Excerption)

観点1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

平成21年の国連総会において国際連合大学憲章が改正され、本学に学位(修士号・博士号)授与権を付与することとされたことから、平成22年9月サステイナビリティと平和研究科(Institute for Sustainability and Peace: I S P)を設置し、サステイナビリティ・開発・平和学修士課程(Master of Science in Sustainability, Development and Peace)を開設した。その後、平成24年9月には、サステイナビリティ学博士課程(PhD in Sustainability Science)を開設した。平成26年1月には、サステイナビリティ学研究科(Institute for the Advanced Study of Sustainability: I A S)として研究科の改組・拡充を図ったところである。

本学は、国際機関である国際連合が設置した大学であり、学校教育法の適用を受けるものではないが、修士課程の目的は、研究科修士課程規程において、サステイナビリティ・開発・平和の分野において、学生の学術的成長を促進することとして具体的に次のとおり定めている。

- (1) 本学の目的に沿った具体的な学術的教育理念の提供
- (2) 学生が選択した分野に応じた深い学識と理解の提供
- (3) 実践的経験および応用研究の機会の提供
- (4) 質の高い確固とした修士論文の作成による自立した科学的考え方や研究の支援
- (5) 学術能力、分析力およびコミュニケーションスキルの向上を支援

また、博士課程の目的は、

- (1) サステイナビリティの分野における高度研究者の養成
- (2) 国際連合が喫緊の課題としている地球変動、特に気候変動や生物多様性の視点を統合したサステイナビリティに関する諸課題に対し、多面的かつ包括的知識の理解
- (3) サステイナビリティに関する諸課題に対し、質的・量的分析を通して問題解決型の研究の推進

資料1-1-2-1：修士課程の目的

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace” (1 December 2011)

IV. Aims of the Programme of Study

4. The United Nations University Master of Science degree programme in Sustainability, Development and Peace shall contain sufficient elements beneficial to the academic growth of the student, in particular regarding:
 - 4.1. Provision of an academic education within the context of the specific educational concept and profile of the University;
 - 4.2. Provision of in-depth knowledge and understanding tailored to the student’ s specific academic field of choice;
 - 4.3. Provision of opportunities for practical experience and applied research;
 - 4.4. Support for independent and scientific thinking and research, evidenced by, inter alia, the successful deposition and defence of a master’ s thesis;
 - 4.5. Support for the further development of academic, analytical and communication skills;

本学ウェブサイト

<http://unu.edu/admissions/masters/master-of-science-in-sustainability-development-and-peace.html#overview>

資料1-1-2-2：博士課程の目的

○Excerpt from “PhD in Sustainability Science”

The PhD programme in Sustainability Science aims to produce scholars who will become key researchers in the field of sustainability science. The programme takes an innovative approach to sustainability, seeking to promote a better understanding of the issues by incorporating global change perspectives, specifically those related to climate change and biodiversity.

The programme will equip graduates with comprehensive, multidisciplinary knowledge of sustainability problems, and deepen their understanding of the role of environmental sustainability in addressing current issues related to global change. Students undertake problem-oriented research, acquiring the quantitative and qualitative analytical research skills necessary to understand the underlying principles of various systems involved in sustainability issues and debates. Through coursework and research, PhD students gain critical thinking and problem-solving skills, as well as the technical literacy required to address sustainability problems.

本学ウェブサイト <http://unu.edu/admissions/doctoral/phd-in-sustainability-science.html#overview>

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的は、研究科修士課程規程等において明確に定められており、国際連合の目的に沿った内容となっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・大学および大学院研究科の目的は、国連総会で採択された国際連合大学憲章および研究科修士課程規程等に明確に定められており、国際連合の目的を実現するために、国際的に貢献し得る内容となっている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

該当なし

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の目的を達成するため、研究教育体制については、サステナビリティ学に関する自然科学の理論と応用、社会科学および人文科学の学際的融合の視点に基づいた世界最高水準の研究・教育・能力開発を行うこととして 1 研究科で構成している。

また、本学が有する 16 の研究所とプログラムの他、13 のパートナー機関、さらに各国際連合機関などで構成する国際機関としての本学特有の国際ネットワークの活用によって、学生はインターンシップや実地調査を通じた実務経験や、国際的な会議やワークショップ、シンポジウムに参加し、一流の学者、研究者、実務家に接する多くの機会を得ることが可能となる教育体制をとっている。

さらに、国際基督教大学および横浜国立大学との間で単位互換を行うとともに、東京大学サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムと共同認定プログラムを設定し、学生に対する学修機会の拡大と研究教育の一層の充実を図っているところである。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、国際連合の理念と目的を推進する上で、サステナビリティ学に関し学際的視点から研究教育を可能とするため 1 研究科で構成し、国際ネットワークの活用や他大学との単位互換、共同認定プログラムの設定により研究教育体制は、研究教育の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学では、研究教育に係る施設として図書館を設置している。

本学の図書館は、約 40,000 冊の蔵書（うち、約 37,000 冊は外国書）を有するなど、大学図書館として専任職員、蔵書、電子媒体の整備がなされ、学生にも利用ガイダンス、設備、蔵書、電子媒体などの提供、レファレンスサービス等が供されている。なお、図書館については、基準 7、観点 7-1-③で詳述する。

また、学生はアカデミック・アドバイザーなどの指導の上で、本学の他の研究所(UNU-INRA: Institute for Natural Resources in Africa)でのフィールドワークや国際連合本部(UN-OCHA: United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs)でのインターンシップを実施するなど、本学特有の国際ネットワークを研究教育の目的に沿って活用している。

資料 2-1-5：アカデミック・アドバイザー

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace” (1 December 2011)

II. Definitions

2.11. “Academic Adviser” means a member of the UNU-ISP academic personnel, designated by the Chairperson of the Board of Admissions and Exams to guide and support a student’s academic development upon entry to the programme. The role of the Academic Adviser shall be considered distinct from, but complimentary to the role of the Thesis Supervisor. However, they may be one and the same person;

2別添資料 2-1-5 Practical Training Course Completed Students

【分析結果とその根拠理由】

本学の図書館は、本学の研究教育の目的に合う機能を有していること、また、本学特有の国際ネットワークを研究教育に活用していることから、附属施設等が目的を達成する上で十分に適切なものとなっている。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学は 1 研究科のみを置く大学であるため、大学院のプログラムが丹念で迅速かつ円滑に遂行するよう管理運営、研究教育に係る実質的な内容を審議・決定するため、研究科長、その補佐役であるアカデミック・プログラム・ディレクターや事務局長（観点 9-2-①参照）など教員、職員で構成する大学院プログラム委員会(Graduate Programme Committee)を設置している。本学の研究教育に関する基本方針を決定するとともに、各セメスターのスケジュール設定、学生の履修状況の把握、学生生活の支援策など教務、学生支援について審議・決定している。この委員会は、原則として 2 ヶ月に 1 回開催することとしている。

また、大学院プログラム委員会の下に、研究科のアカデミックな内容に係る事項を審議・検討するため、各研究分野の責任者であるシニア・アカデミック・プログラム・オフィサー（観点 3-1-①参照）などの教員で構成する教授会（Faculty Meeting）を設置している。カリキュラムの編成、各コース内容、インターンシップ、ア

カデミックカレンダー等基本的な内容に関して審議・検討している。教授会は、原則として毎月 1 回開催することとしている。

3 別添資料 2-2-1-A Graduate Programme Committee Meeting (Example)

4 別添資料 2-2-1-B Faculty Meeting Notification (Example)

【分析結果とその根拠理由】

大学院プログラム委員会においては、研究教育に関する基本方針、学生の履修状況、生活支援など学生の教育活動に関する事項について審議・決定し、また、その下に設置されている教授会においては、カリキュラムの編成などアカデミックな事項について審議・検討しており、それぞれ定期的に開催していることから、研究教育活動を展開するうえで、必要な活動を行っているとは判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・大学の目的を達成するために、サステイナビリティに関する喫緊の地球規模課題について研究教育を行う 1 研究科で構成し、本学特有の国際ネットワークを研究教育に活用している。
- ・研究教育を実施するに当たり、研究教育に関する基本方針、学生の教務や学生支援等に関する実質的な事項を審議・決定する大学院プログラム委員会、その下でアカデミックな事項を審議・検討する教授会を定期的に開催することで、研究教育活動に係る重要事項についての丹念で迅速な組織活動を行っている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①: 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は、サステナビリティ学に関する研究教育を専門的・総合的に実施する 1 研究科の大学院大学であり、サステナビリティ学研究に関する人類の存続、発展および福祉にかかわる緊急かつ世界的な課題研究に対し、自然科学、社会科学および人文科学の融合に基礎をおいた総合的研究を推進している。

このため、教員の組織編制については、サステナビリティ学の研究教育を推進する上で、自然科学、社会科学および人文科学の適切な構成に配慮されたものであり、各専門領域においては世界の第一線で活躍しているとともに世界の大学院での教育経験や研究実績豊かな専任教員を有する一方で、国際的な学術機関や組織からトップクラスの学者や研究者、政策立案者や実務家を客員教員として招聘するなど、高度な専門性と多様性を持ったものとなっている。また、教員の大括りの学問分野として「地球変動とサステナビリティ (Global Change and Sustainability)」「国際協力と発展 (International Cooperation and Development)」「平和と安全 (Peace and Security)」を設け、それぞれの分野の責任者となるシニア・アカデミック・プログラム・オフィサーを置き、教員人事や教員評価の役割も担っている。

運営組織としては、研究科の研究教育プログラムの遂行および運営に全責任を有する研究科長(Director)の下に、大学院のプログラムについての管理運営、研究教育に係る実質的な内容を審議・決定するため大学院プログラム委員会を、また、同委員会の下に、研究科のアカデミックな内容に係る事項を審議・検討するため教授会を設置している。

資料 3-1-1: 研究科長の役割

○Excerpt from “UNITED NATIONS UNIVERSITY CHARTER”

ARTICLE VII Research and Training Centres and Programmes

2. Each research and training centre or programme shall be under the authority of a Director. The Director shall collaborate with the Rector, in particular in order to ensure the coordination of programmes of research and training.

3 The Conference of Directors of research and training centres and programme shall be called by the Rector periodically to review and evaluate programmes of research being undertaken, and advise and assist the Rector in the improvement of current programmes and in the definition and planning of new programmes for the University system.

5 別添資料 3-1-1-A 専任教員一覧

6 別添資料 3-1-1-B 非常勤教員一覧

【分析結果とその根拠理由】

教員組織の編成にあたっては、大括りの学問分野として「地球変動とサステナビリティ」「国際協力と発展」「平和と安全」を設け、それぞれに責任者を置いて教員の基礎組織とするとともに、大学院プログラムの管理運営や研究教育の重要事項については大学院プログラム委員会で、大学院全体にかかわるアカデミックな事項については教授会で、それぞれ研究科長の責任の下で審議・検討していることから、組織的な連携体制が確保され、研究教育に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断される。

観点 3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

該当なし

観点 3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

修士課程においては、理論的かつ実践的な面から綿密に分析された独創的な学問の貢献に結びつく修士論文 (Thesis)、また、博士課程においては、サステナビリティに関する問題解決型の研究テーマを含んだ本学が現に取り組んでいる研究プロジェクトに直接関係する博士論文 (Dissertation) の作成を重視していることから、その論文指導体制については、一教員が修士 2 名・博士 1 名の学生を指導することを研究科開設時の一応の目安としている。

在籍学生数に対する本学の研究指導教員数は、資料 3-1-3 のとおりである。さらに、本年 1 月の新 IAS の改組に伴い、本年 9 月の学生受け入れに向けて教員の充実を図ることとしている。

資料 3-1-3：各年度別在籍学生数と研究指導教員数(いずれの年度も 9 月 1 日現在)					
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
在籍学生数	修士	5	17	28	28
	博士	—	—	3	5
研究指導教員数		14	14	14	14

【分析結果とその根拠理由】

本学在学生修士課程 28 人、博士課程 5 人に対し、研究指導教員 14 人であることから、大学院課程において必要な教員が確保されていると判断される。

観点 3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学は、サステナビリティ学研究に関する人類の存続、発展および福祉にかかわる緊急かつ世界的な課題研究を推進することを目的として、国際性に富み、国籍、性別や年齢にとらわれず、本学が進める研究教育プログ

ラムについて高い研究能力を有する研究者を中核としつつ、学術研究機関でのプログラム実施経験者や国際組織での実務経験者を確保することにより、組織の多様性と活性化を図っている。

教員組織をより活性化するために、教員の採用にあたっては国際公募により広く世界から優秀な人材を確保し、原則2年の任期付契約年俸制を採用し、教員評価の結果を反映して最長6年の再雇用を可能としている。

資料3-1-4：研究指導教員分布(平成26年5月1日現在)														
研究 指導 教員	うち教 授数	男女別		年代別					出身地域別					
		男	女	20 代	30 代	40 代	50 代	60以 上	アジ ア	北米	中南 米	ヨー ロッパ	オセ アニア	アフリ カ
15	15	13	2	2	1	4	4	4	9	—	1	4	—	1

【分析結果とその根拠理由】

教員組織の活動をより活性化するため、本学では国際公募により教員を採用し、任期付契約年俸制を採用している。これらは、サステナビリティ学研究に関する人類の存続、発展および福祉にかかわる緊急かつ世界的な課題について研究教育を実施するという本学の目的に沿っており、適切な措置が講じられていると判断される。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用基準については、国際公募の際明記している。応募者には、本学が推進する研究プロジェクトと大学院教育の発展に貢献することを果たすべき責任とし、取得学位(PhD)、学術研究機関での1年以上の教育経験、国際組織での実務経験、英語運用能力、情報リテラシーなどを必要な資質として要求している。採用に当たっては、研究科長、教学上研究科長を補佐するアカデミック・プログラム・ディレクターおよびシニア・アカデミック・プログラム・オフィサーが選考し、最終的に学長が決定している。なお、このような条件に適格性を有する女性が積極的に応募することを奨励している。

また、教員の契約更改の際には、上記3者が研究教育上の指導能力に重点を置いた評価を行い、学長が結果を確定して次期年俸に反映されることとなっている。

資料3-2-1：学長の役割と教職員

○Excerpt from “UNITED NATIONS UNIVERSITY CHARTER”

ARTICLE V. Rector of the University

3. The Rector shall be the chief academic and administrative officer of the University and shall have overall responsibility for the direction, organization, administration and programmes of the University, in accordance with the general policies and criteria formulated by the Council. The Rector shall, inter alia:

(c) Appoint the personnel of the University in accordance with article VIII, paragraphs 6 and 7 below, following procedures approved by the Council, so as to ensure the highest intellectual and moral quality of that personnel;

(d) Direct the staff of the University;

ARTICLE VIII. Personnel of the University

2. The personnel of the University shall consist of:

- (a) Academic personnel;
- (b) Administrative personnel;
- (c) Trainees;

it being understood that the assignment of personnel to each of these categories shall be made in accordance with the provisions of the statutes adopted by the Council under the terms of article IV, paragraph 4(b) above.

3. The academic personnel shall be composed of:

- (a) The Rector;
- (b) The directing personnel, i.e. the Rector's senior collaborators and the Directors of the research and training centres and programmes;
- (c) Research personnel, visiting professors, visiting fellows and consultants, including young scholars.

All members of the academic personnel shall enjoy in their research and training work the academic freedom guaranteed by the provisions of article II above.

6. The academic personnel referred to in paragraph 3(b) above and such administrative personnel as may be provided for in the University budget established by the Council shall be appointed by the Rector on behalf of the Secretary-General of the United Nations, except in case of agreements to the contrary foreseen in article IV, paragraph 4(c) above.

7 別添資料 3-2-1 Faculty Recruit Advertisement (Example)

【分析結果とその根拠理由】

採用基準については、国際公募の資格要件の中で明記し、昇給その他業務の内容（Job Description）等の勤務条件については個人ごとの契約によって決定されていることから、教員の採用や昇給について適切に運用されているとともに、契約更改時には研究教育上の指導能力の評価も行われていると判断される。

観点 3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育および研究活動等に関する評価は、各教員の契約更改の際実施されている。この評価は、学生による授業評価結果とともに、研究科長、アカデミック・プログラム・ディレクター及びシニア・アカデミック・プログラム・オフィサーによる本学が推進する研究プロジェクトへの貢献度、教育に対する取り組み、教学実務への関与、国際的貢献等の項目に対する評価結果に基づいて最終的に学長によって確定される。

改善すべき点については、教員個人のプライバシーに配慮した上で、大学院プログラム委員会、教授会に報告され、改善のための方策について検討されている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の契約更改の際、研究教育活動に関する評価が反映されており、その評価は継続的に行われ、また、その結果把握された改善を要する事項については大学院プログラム委員会、教授会で検討していることから、適切な取組がなされていると判断される。

観点 3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

大学院担当職員としては、事務局職員 5 名、学生支援担当 1 名、施設・設備およびコンピュータ・ネットワーク支援などの業務を担当する技術職員 1 名、図書館専門職員 3 名を配置している。

職員は、国際公募により採用され、応募者は大学院教育への理解、専門分野での学士以上の学位取得、学術分野での業務経験、日英両言語に堪能であることなどの高い条件が求められている。特に、図書館職員のうち 2 名は日本の司書資格を有し、そのうち 1 名は図書館情報科学に関する分野での修士号取得者でもある。

国際機関との連携、契約書や報告書、メール等の各種文書は英語で作成されるとともに、教員、学生との対話もすべて英語で行われている（研究科関連事務組織図については、観点 9-2-①参照）。

8 別添資料 3-3-1 Staff Recruit Advertisement (Example)
--

【分析結果とその根拠理由】

本学では、授業がすべて英語で行われていることや、教員・学生の国際性に鑑み、教育活動を展開するために必要となる事務職員、技術職員、図書館専門職員の教育支援者は全員が英語での対応が可能な人材であり、教育支援者が適切に配置されていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・本学の教員は、研究教育を総合的に推進するため、国際公募により採用された研究教育能力・経験の高い者、実務経験豊かな者であり、その出身地域の国際性、性別、年齢構成、学術的バックグラウンド等においてバラ

ンスが取れかつ多様性を持った教員の組織編制となっている。

- ・教育支援者は国際公募により採用され、日英両言語を自由に駆使するほか、国際ネットワークを活用した高いコンピュータ・リテラシーを有するなど、質、量ともに大学院の運営に適した人材を配置している。

【改善を要する点】

該当なし

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①: 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、自然科学、社会科学、人文科学を融合させた学際的なアプローチを通じて、サステナビリティ、気候変動、平和構築、人権といった国連およびその加盟国が直面している喫緊の地球規模課題に、幅広い理解と卓越した問題解決能力をもって取り組む人材の育成を目指している。

この基本的な目標を達成するため、アドミッション・ポリシーを下記のように定め、本学ウェブサイト等で公表している。

また、入学者選抜に関しては、新規学卒者、社会人、実務家を対象として世界から広く有為な人材を集めるため、英語の募集要項（Application Guide Instructions to Applicants）に従い、

- (1) 学士課程及び修士課程での一定の学力
- (2) サステナビリティ研究への関心度(PhD においては実務経験を加味)
- (3) IAS が取り組んでいる研究テーマへの関心度
- (4) 国際問題の理解、研究に対する関心度
- (5) 英語力

について審査し、入学者選抜の基本的な方針としている。

資料 4-1-1: UNU-IAS アドミッション・ポリシー

求める学生像

- ・国連が取り組む喫緊の地球規模課題、特にサステナビリティの課題に強い関心を寄せる者。
- ・国連等の国際機関、政府関係機関、国際 NGO、研究機関や民間企業等の国際的フィールドでキャリアを積み強い意欲のある者。
- ・学術研究の成果を積極的に政策決定に適用する意思の強い者。
- ・学際的見地から、地球環境に関する問題解決に貢献したいと強く願う者。

育成する人材像

- ・国連等の国際機関、政府関係機関、国際 NGO や市民団体、研究機関や民間企業等において、地球規模課題の解決に貢献し得る人材。

本学ウェブサイト

“UNU-IAS welcomes applicants with”

(<http://ias.unu.edu/en/admissions/degrees/msc-in-sustainability.html#requirements>)

“MSc in Sustainability Overview”

(<http://ias.unu.edu/en/admissions/degrees/msc-in-sustainability.html#overview>)

9 別添資料 4-1-1-A UNU-ISP Postgraduate Degree Programmes Call for Applications 2014 Academic Year

10 別添資料 4-1-1-B Postgraduate Degree Programmes

【分析結果とその根拠理由】

本学の研究教育の目的に沿ってアドミッション・ポリシーや求める学生像を明確に定めている。

観点 4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、幅広く世界から新規学卒者、社会人、実務家を対象として募集するため、応募書類等はインターネットを通じてのみ受け付けている。

出願期限については、本学は9月入学としていることから、修士課程は2月末、博士課程は4月末とすることが通例となっている。

応募書類については、入学志願書では、教育のバックグラウンド、志望理由、研究計画、個人業績を記入し、推薦書等とともに提出させ、書類選考、面接を経て、能力、意欲、経験などを多面的に評価した上で入学者を選抜している。例えば、学力についてはGPA3.5以上、英語力についてはTOEFL600点以上(ペーパーベース)を求めている。なお、授業や学位論文の作成・審査がすべて英語で行われることから、応募書類や面接も英語で実施している。また、出願資格についても、アドミッション・ポリシーに沿って厳格に定め、本学ウェブサイト等で公開している。

資料 4-1-2-1： 応募書類

○Excerpt from “Master’s Degree Programme – Application Form(2014)” (Required documents are the same for Ph.D.)

Please note that UNU-ISP requires online submission of the application forms.

This online application form Master of Science in Sustainability consists of 9 sections:

SECTIONS

- Overview, page 1 (This page)

1. APPLICANT DETAILS, page 2

2. EDUCATIONAL BACKGROUND, page 3

3. PROFESSIONAL BACKGROUND, page 6

4. ENGLISH LANGUAGE LEVEL, page 7

5. REFERENCES, page 8

6. SCHOLARSHIP, page 9 - 10

7. FINANCIAL DECLARATION, page 11

8. HEALTH DECLARATION, page 12

9. ADDITIONAL INFORMATION, page 13

- Submit my Application, page 14

資料 4-1-2-2 : 出願期限、出願資格

○Excerpt from “Applications Now Being Accepted for the 2014 UNU-ISP Postgraduate Programmes (M. Sc and PhD)”

・Programme Offered : Master of Science in Sustainability

PhD in Sustainability Science

・Application Deadline: M. Sc:28 February 2014

Ph. D. :30 April 2014

・Tuition Fee: 10,000 USD per Academic year

<i>Master's Degree Programme</i>	<i>PhD Degree Programme</i>
Programme Duration: 2 years	Programme Duration: 3 years
Admission requirements	
1. Strong interest in sustainability studies 2. Demonstrated commitment to study and understand global issues 3. A completed bachelor's degree (or equivalent) from a recognized university or institution of higher education in the following thematic areas • Global Change and Sustainability • Environment governance with the specialization in Biodiversity 4. A GPA of 3.5 or above (on a 4.0 scale) for at least one of the bachelor's degrees earned 5. English language proficiency • 600 in TOEFL - Paper-Based Testing (PBT) • 100 in TOEFL - Internet-Based Testing (IBT) • 7.0 in IELTS - Academic format	1. Strong interest in sustainability studies 2. Demonstrated commitment to study and understand global issues 3. A completed Master's degree in disciplines related to sustainability studies and a minimum of two years of practical field experience related to UNU-ISP research themes in a responsible capacity, OR Two completed Master's degrees, at least one of which must be in disciplines related to sustainability studies 4. A GPA of 3.5 or above (on a 4.0 scale) for at least one of the Master's degrees earned 5. English language proficiency • 600 in TOEFL - Paper-Based Testing (PBT) • 100 in TOEFL - Internet-Based Testing (IBT) • 7.0 in IELTS - Academic format

11 別添資料 4-1-2-A Application Guide Instructions to Applicants for 2014 Admissions (M. Sc)

12 別添資料 4-1-2-B Application Guide Instructions to Applicants for 2014 Admissions (PhD)

13 別添資料 4-1-2-C Screening method for selecting applicants for the master's degree programme 2014, Evaluation Form and Interview Evaluation Form 2014

14 別添資料 4-1-2-D Screening method for selecting applicants for the PhD's degree programme 2014, Evaluation Form and Interview Evaluation Form 2014

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿った能力、意欲、経験を測るためのさまざまな資料を提出させるとともに、さらに面接において人物、識見を確認しているなど、適切な入学者選抜方法が採用されている。

観点 4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜体制としては、入学志願者の本学研究科プログラムに対する特性や適性等を個別に精査し、個人情報機密性を遵守し、入学の可否を明確かつ迅速に決定するため、毎年概ね 10 名の教員から成る入試・学修委員会(Board of Admissions and Exams)を設置している。また、入試事務を取り扱うため、アドミッション・オフィスを置いている。

まず、大学院プログラム委員会において、出願資格、入学願書その他の提出書類の確認が行われ、スケジュールを決定した後、入試・学修委員会が設置される。入試・学修委員会においては、複数の選考委員が志願者個別に書類審査を行い、面接予定者が選出される。面接は、書類審査によって選出された志願者個別に複数の選考委員によって行われ、その結果に基づき、入試・学修委員会が入学者の決定をしている。この結果は、大学院プログラム委員会に報告され、承認を得ることとしている。

資料 4-1-3：入学者選抜

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace” (1 December 2011) (The PhD rules are similar to the MSc rules)

II. Definitions

2.4. “Board of Admissions and Exams” means a body composed of the Director, the Academic Programme Director and at least two senior members of the academic personnel of UNU - ISP;

V. Admissions

5. The Director of UNU-ISP shall appoint the members of the Board of Admissions and Exams on a yearly basis and serve as the Chairperson of the Board. The Office of Academic Affairs will be notified of the composition of the Board upon its establishment through the Administration Office.

6. The Board of Admissions and Exams shall decide on the admission of candidates to this programme.

7. Admission requirements are determined by the Board of Admissions and Exams which are listed in Section VI: Minimum Admissions Requirements.

8. The application deadlines for each admission cycle will be announced on the UNU-ISP website.

Responsibilities

9. The University shall be responsible for:

9.1. Considering the merits of each application in relation to the programme;

9.2. Working to match the needs of each applicant to the most suitable programme of study;

9.3. Responding clearly and promptly to all applications;

9.4. Treating the information within each application as confidential.

10. Applicants shall, upon request, be responsible for giving the University honest and full statements of their qualifications, prior experience and needs, which may include:

- 10.1. Qualifications achieved through formal learning;
- 10.2. Relevant work experience or training;
- 10.3. Other evidence of relevant learning achieved through experience;
- 10.4. Disabilities and any specific needs they have for support in their learning;
- 10.5. Financial needs;
- 10.6. Any criminal convictions.
- 10.7. Other information attesting to the applicant's record or qualifications requested by the University;
11. Any falsification or incorrect information provided may lead to expulsion from the programme at any stage.

Notification of Decision

12. The length of the application review process may vary. The Board of Admissions and Exams will notify the applicant by e-mail once a decision has been made. The official notification of the decision is the letter bearing the signature of the Chairperson of the Board of Admissions and Exams.
13. The Chairperson of the Board of Admissions and Exams will assign to each student an academic adviser and shall notify the student on the day of their enrolment.
14. All documents submitted by applicants who have not been admitted to this programme shall be destroyed after twelve (12) months of a decision being taken.

Programme Enrolment Procedures

15. Only successful applicants who submit the necessary documents for the enrolment procedures and transfer the tuition and other fees by the specified deadline will be allowed to continue in the programme.

Deferral of Admission

16. Students may defer their admission to this programme for one year, upon the approval of the Board of Admissions and Exams. Requests for deferral of admission must be indicated on the Admission Response Form.

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選考するため、入試・学修委員会を設置し、書類審査および面接を実施する体制を整えていることから、適切かつ公平に実施されていると判断される。

観点 4－1－④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

入試・学修委員会においては、入学後の単位修得状況、修士論文の質、学位の取得状況等を調査し、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているかについて検証している。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を理由とする退学者を除いては、退学した学生はおらず、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れ

ていると言える(観点6-1-①参照)。

毎年度設置される入試・学修委員会では、当該入試に関する志願者、入学者の状況分析、入試全般に関するレビューを行い、改善すべき点をまとめるなど翌年度以降の入試・学修委員会に引き継がれ、募集要項やリクルート体制等の改善に反映させている。

たとえば、リクルート体制では、平成24年度多数の志願者があったことから、本学が求める学生像により近い志願者を募るため、本学ウェブサイトへの掲載、各大学、国連機関、在日各国大使館等への募集案内送付など、サステイナビリティ学に高い関心を有する者にターゲットを絞った体制となっている。

また、募集要項やアプリケーションフォームにおいては、学生の財政状況を的確に把握するために、授業料全額免除希望の外一部免除の選択肢の追加(平成25年度)、新規学卒者への奨学金の支給枠の拡大(平成26年度)、公正な選考に資するため、志願者が本学のルールに則り必要な書類を正確に記入しているかについてのソフトウェアによる自動チェック機能の付加や、推薦者が直接オンライン上で推薦書を提出できるようオンラインシステムの改善(平成25年度)などを図っている。

資料4－1－4：年度別志願者、入学者(合格者)分析表 (修士課程)													
年 度	入学 者 (志 願者)	性 別		学位取得別		世 界 の 地 域 別							
		男	女	学士	修士	ア フ リ カ	中 南 米	北 米	中 東	ア ジ ア	ヨー ロ ッ パ	オ セ ア ニア	左 の う ち 発 展 途 上 国
平成22 年度	5 (84)	4 (71)	1 (13)	5 (49)	0 (35)	1 (49)	0 (2)	1 (4)	0 (1)	3 (26)	0 (2)	0 (0)	3 (75)
平成23 年度	1 2 (283)	9 (187)	3 (96)	11 (212)	1 (71)	2 (161)	0 (9)	2 (13)	0 (9)	5 (66)	2 (24)	1 (1)	7 (251)
平成24 年度	16 (915)	5 (696)	11 (219)	15 (703)	1 (212)	3 (621)	2 (13)	2 (4)	0 (98)	6 (153)	2 (21)	1 (5)	10 (897)
平成25 年度	12 (539)	4 (401)	8 (138)	12 (444)	0 (95)	3 (352)	1 (16)	3 (8)	0 (32)	3 (110)	1 (18)	1 (3)	6 (519)
平成26 年度	7 (144)	5 (110)	2 (34)	7 (128)	0 (14)	1 (87)	1 (6)	0 (0)	0 (19)	5 (29)	0 (2)	0 (1)	7 (138)
(博士課程)													
年 度	入学 者 (志 願者)	性 別		世 界 の 地 域 別									
		男	女	ア フ リ カ	中 南 米	北 米	中 東	ア ジ ア	ヨー ロ ッ パ	オ セ ア ニア	左 の う ち 発 展 途 上 国		
平成24 年度	3 (35)	2 (29)	1 (6)	1 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (12)	1 (4)	0 (0)	2 (33)		

平成25 年度	2 (83)	2 (56)	0 (27)	2 (28)	0 (2)	0 (1)	0 (20)	0 (28)	0 (4)	0 (0)	0 (79)
平成 26年度	3 (82)	1 (61)	2 (21)	0 (39)	0 (6)	0 (1)	0 (10)	3 (25)	0 (1)	0 (0)	2 (78)

(注) 平成26年度については、合格者数である。

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、入試・学修委員会では毎年度入試結果について、学生のリクルート体制、応募書類内容等の検証を行っており、研究科開設年度(平成22年度)以来、入学予定人員を大幅に上回る志願者数があり、世界の各地域から確かなアカデミック・バックグラウンドを有している者、サステイナビリティ学に高い修学目的意欲を持った学生が志願してきていることから、その検証結果は、入学者選抜の改善に役立ってきていると判断される。

観点4-2-①: 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学研究科には、開設時から学生定員という概念がないため入学定員として決定したものは存在しないが、開設時、各年度の研究指導体制および提供できる奨学金にもよるが、修士課程は概ね10～20名程度、博士課程は概ね5名程度を受け入れることに教授会では合意しており、開設年度こそ大学の研究指導体制および学生募集の広報体制やオンライン出願システムの整備が十分でなかったことから、入学者数が5名と少なかったが、その後は、この設定を大幅に超える、または、下回る入学者数とはなっていない(資料4-1-4参照)。世界から幅広く有為な人材を求めるため、学士課程や修士課程での学力ばかりでなく、英語力、実務経験などの能力を評価した上で、入学後の研究を自立して進めることができるか、質の高い学位論文を作成し修了後もそれぞれの専門分野を活かして世界に貢献し得る人物足りうるかなど、意欲、識見を総合的に判断して選抜している。また、本学としての研究指導体制や奨学金給付などの学生支援体制の整備状況を勘案して、学生の研究遂行が可能な範囲内で入学者数(合格者数)を決定することとしている。

【分析結果とその根拠理由】

開設年度こそ入学者数が5名と少なかったが、その後は、アドミッション・ポリシーに沿った能力、意欲、資質の高い学生の選抜と、大学の責任ある研究指導体制および奨学金の給付など学生支援体制とのバランスを考慮した入学者数となっており、適切な入学者の受入状況であると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・大学の研究教育の目的に沿ってアドミッション・ポリシーが明確に定められ、ウェブサイトや大学の広報活動を通じて広く公表周知されている。

- ・アドミッション・ポリシーに沿って、世界各地域から能力、意欲、経験とも優れた学生を受け入れている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①: 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

該当なし

観点 5-1-②: 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

該当なし

観点 5-1-③: 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

該当なし

観点 5-2-①: 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

該当なし

観点 5-2-②: 単位の実質化への配慮がなされているか。

該当なし

観点 5-2-③: 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

該当なし

観点 5-2-④: 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

該当なし

観点 5-2-⑤: 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な

指導が行われているか。

該当なし

観点5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

該当なし

観点5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

該当なし

観点5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

該当なし

観点5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

該当なし

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学では、カリキュラム編成・実施方針について、学生やこれからの志願者のために大学院プログラム・ポリシーとして明らかにしている。まず、大学の目的である自然科学、社会科学、人文科学を融合させた学際的なアプローチを通じて、サステナビリティ、気候変動、平和構築、人権といった国際連合およびその加盟国が直面している喫緊の地球規模課題に取り組むこと、次に、講義を通じた理論的な知識だけでなく、学生個々の関心により国際機関でのインターンシップやフィールド研究を通じて実務経験を得ることと規定し、カリキュラム編成の目的と実施方法について明確にしている。

資料 5-4-1 : 大学院プログラム・ポリシー

○Excerpt from “Postgraduate Degree Programmes” (9 別添資料 4-1-1-B 参照)

The United Nations University Institute for Sustainability and Peace (UNU-ISP) invites applications for its postgraduate programmes – the Master of Science in Sustainability, Development and Peace, and the Doctor of Philosophy in Sustainability Science.

Master of Science in Sustainability, Development and Peace

The master’s programme addresses pressing global issues of sustainability, climate change, development, peacebuilding and human rights through an innovative interdisciplinary approach that integrates the natural sciences, social sciences and humanities.

Doctor of Philosophy in Sustainability Science

The doctoral programme focuses on environmental sustainability as the central theme and provides young scholars and researchers with comprehensive multidisciplinary knowledge to understand sustainability problems in a holistic sense. The programme also fosters a deeper understanding of sustainability science through the analysis of current issues related to global change with perspectives from peace and development fields.

The programmes are practically oriented, user focused, and of the highest academic quality. Both programmes offer opportunities to gain both theoretical and empirical knowledge from the courses and practical experience and skills through training courses including internships or field research with UN agencies or other international organizations.

Distinct opportunities at the United Nations University

With UNU-ISP’s broad network of international researchers and experts, students are provided with opportunities that allow and encourage collaborative research between UNU-ISP and its international network of universities. The faculty at UNU-ISP has extensive postgraduate teaching experiences at recognized universities worldwide, and works closely with leading experts in the fields of environment, development and peace.

Students will benefit from the proximity of the UNU-ISP to the United Nations and will have the opportunity to be a part of its international network of young scholars as well as the opportunity to interact with leading academics, researchers, policy makers and practitioners.

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的を実現するため、大学院プログラム・ポリシーを定めていることから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められている。

観点 5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院プログラム・ポリシーに沿って、毎年度のカリキュラムをプログラム設計 (Programme Design) として、

具体的に各科目の位置づけ、必修・選択の別、単位数を明らかにしている。科目の体系を、サステナビリティ・開発・平和学の基礎的理論を学ぶ必修・選択必修科目である「基礎理論群」(Broad Overview Courses)、応用専門科目で構成される選択科目の「専門理論群」(Elective Courses)、学際的研究に必要な知識と技能を習得し実践的な個人の競争性を高めるための選択必修科目「リサーチセミナー群」(Competency Courses)の3つの群に分類し、学生は特定の分野にとらわれることなく各自の志向に対応した科目をそれぞれ3つの群から必要単位数を修得すればよいことから、柔軟な科目選択が可能となっている。また、特定の研究課題についての修士論文(Master's Thesis)または本学が実施している研究プロジェクトに直接関係する博士論文(Doctoral Dissertation)の作成を必修として課している。

資料5-4-2-1 : Program Design

- 1 The M.Sc. on Sustainability of the United Nations University (UNU-ISP) strives to impart a holistic view point to address development needs of society without affecting underlying sustainability of earth system.
- 2 In order to achieve this objective, it addresses research problems from (a) environmental (b) societal and (c) programme economic view points.
- 3 The programme consist of
 - a) A core component that provides a broad perspective on contemporary issues *offered as intensive courses. e.g. IC courses, CECAR (Climate and Ecosystems Change Adaptation Research) Courses*
 - b) A theory component that provides deeper expertise/specialization in a focus area of UNU-ISP *offered as electives from UNU-ISP, UNU-IAS, the University of Tokyo, International Christian University and Yokohama National University*
 - c) A competency component that provides skills for applied problem solving *offered as competency courses, such as statistics, community engagement, Geographic Information Systems, etc., and research seminars*

資料5-4-2-2 : Requirements for M.Sc. Program

Component	Number of Required Courses	Credits
Broad Overview Courses	To be taken Annex I	8
Elective Courses	3 from courses listed in Annex II, and Annex III	6
Competency Courses	Research Seminar (compulsory) 2 from courses in Annex IV	8

Component	Number of Required Courses	Credits
Thesis	a substantial amount of time to be spent from the 1st semester onwards and thesis to be completed by the 4th semester	8
Total		30

Overview Courses – Annex I

Course No.	Title	Credits	Offer term (date)
511010	UN system and Global Challenges (UNS)	2	Autumn 2013 (9/09 – 15/10)
511020	Global Change and Sustainability (GCS)	2	Autumn 2013 (9/09 – 15/10)
511030	International Peace and Security (IPS)	2	Autumn 2013 (9/09 – 15/10)
511040	International Cooperation and Development (ICD)	2	Autumn 2013 (9/09 – 15/10)
621050	Building Resilience to Climate Change I (BRCC)	2	Autumn 2013 (15/10 – 8/11)
	Building Resilience to Climate Change II (BRCC)	2	
621060	Leadership for Sustainability	2	Autumn 2013 (15/10 – 25/10)
621040	Renewable Energy	4	Spring 2014 (1/4–25/4)
621070	Climate, Energy and Food Security	2	Autumn 2013 (27 /09 – 24 /01)

Elective Courses for M.Sc. – Annex II

Course No.	Title	Credits	Offer term (date)
621010	Applied Hydrology	2	Autumn 2013 (Nov 2013– Feb 2014)
621030	Sustainable Bioproduction and Ecosystems Management	2	Autumn 2013 (Nov. 2013 – February 2014)
622050	Law and Practice on the UN	2	Spring 2014 (Duration: 4 months)
621020	Sustainable Land Management	2	Spring 2014 (May – July 2014)
623030	Sociology of Development	2	Spring 2014 (May – July 2014)
623010	UN’ s Intervention on Environmental Management through Multilateral Agreements	2	Spring 2014 (May–July 2014)

Elective Courses from Partner Universities – Annex III

Annex IV: Courses offered by International Christian University (ICU), Yokohama National University (YNU), University of Tokyo and UNU Institute for Advanced Studies (UNU-IAS) to UNU-ISP*

Course Title	Credits	Institute
Global Attitudes	2	ICU
Public Management	2	ICU
International Law II	2	ICU

Course Title	Credits	Institute
Gender and Peace	2	ICU
Development, Conflict and Peacebuilding	2	ICU
Globalization and Social Change	2	ICU
Leadership Development for Sustainable Living with Environmental Risks	2	YNU
Environmental Risk Management	2	YNU
International Cooperation for Sustainable Development	2	YNU
Eco-tourism	2	YNU
Effective Communication for Environmental Leaders	2	YNU
Local Recourse and Risk Management	2	YNU
Concepts and Methodologies of Sustainability Science	4	UoT
Sustainability and Asian and Regional Studies	2	UoT
Exercise on Research Methodologies in Sustainability Science	2	UoT
Exercise on Negotiation, Consensus Building and Leadership	2	UoT
Exercise on Resilience	2	UoT
Ecological and Environmental Economics	2	UNU-IAS
Global Environmental Governance	2	UNU-IAS

Course Title	Credits	Institute
Sustainable Agriculture: from Agroecology to Organics	2	UNU-IAS
Sustainable Bioproduction biodiversity	2	UNU-IAS

Note: The courses available at each institute are subject to change. The tables may not include all courses that are offered from partner institutes.

Competency Courses – Annex IV

Course No.	Title	Credits
512014	Interdisciplinary Research	4
	Remote Sensing	2
	Community Engagement and Consensus Building	2
	Communication and Presentation	2
	GIS	2
	Environmental Statistics	2
	Ecosystem Services Assessment	2
	Critical Reading	2

資料 5-4-2-3 : Ph. D. program requirements

Component	Titles of required courses	Total of Credits
Compulsory	UN System and Global Challenges (UNS)	2
	Global Change and Sustainability (GCS)	2
	Interdisciplinary Research Seminar	4
Electives	Any course aside from UNS and GCS	6
Dissertation		Compulsory
Total		14 credits

本学ウェブサイト

“UNU-ISP M. Sc. on Sustainability-Curriculum”

(<https://pgp.isp.unu.edu/moodle/mod/page/view.php?id=1445>)

“Ph. D. program requirements”

(<https://pgp.isp.unu.edu/moodle/mod/page/view.php?id=1463>)

【分析結果とその根拠理由】

大学院プログラム・ポリシーに基づいて、サステナビリティ・開発・平和学に関する理論と実践を学ぶため、基礎理論、専門理論、リサーチセミナーの群に分類し、学生が選択した分野に応じて重点的に履修ができるよう教育課程が体系的に編成されているとともに、各群においても基礎的な科目から多様な学究志向に対応した個別の課題に関する科目まで数多く提供していること、特定の課題について 20,000～40,000 語の修士論文または、本学の研究プロジェクトに直接関係する博士論文の作成を必須として課していることから、その内容、水準が授与される修士: Master of Science in Sustainability, Development and Peace および博士: PhD in Sustainability Science の学位名に適切なものとなっている。

観点 5-4-③: 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学は、開学以来国際連合憲章が定める平和と進歩のための諸目的に合致したプログラムの重点分野を定め、その研究をユネスコなどの国際機関等と協力しながら推進してきた。この重点分野は30年余を経て、現在、全学で取り組むテーマとして国際連合とその加盟国が直面している喫緊の地球規模の課題である次の5テーマに再構成されている。

- (1) 平和、安全保障、人権
- (2) 人間および社会・経済の開発とグッド・ガバナンス
- (3) グローバルヘルス、人口、持続可能な生活
- (4) 地球変動と持続可能な開発
- (5) 科学、技術、イノベーション、社会

本学研究科は、サステナビリティ・開発・平和をキーワードとしてこれらの課題を解決するための能力、技能を備えた人材を養成するため、教育課程を編成し授業科目の内容を設定している。そのため、授業科目については、学生が入学時に選択した研究分野「地球変動とサステナビリティ」、「国際協力と開発」、「平和と安全」について、個々の学生の志向に対応するため多くの個別課題に関する授業科目を提供しているなど、学生のニーズや社会の要請を考慮した科目を配置している。

また、カリキュラムの一環としてインターンシップ・プログラムを設け、国連機関等で活躍できる人材を養成するという本研究科の目的を踏まえて、学生の希望・専攻分野も考慮し、各国連機関等における就業体験を通して、各国連機関等の実際業務の理解が促進され、専門分野の学習や研究に対する目的意識を確立するとともに、将来のキャリアパス形成に役立てることを可能としている（2別添資料2-1-5参照）。

さらに、学生に対する学修機会の拡大と研究教育の一層の充実を図るため、国際基督教大学および横浜国立大学との間で単位互換を行うとともに、東京大学サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムと共同認定プログラムを設定している。

15 別添資料5-4-3-A UNU と東京大学との共同認定プログラム覚書

16 別添資料5-4-3-B 国際連合大学単位互換プログラム実績

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程の編成や授業科目の内容は、国際連合やその加盟国が直面している喫緊の地球規模課題を学術的に追究することを基本として設定されていることから、学生のニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に十分に配慮されたものとなっている。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

大学院プログラム・ポリシーに沿って、修士課程においては「基礎理論群」から8単位（博士課程4単位）、「専門理論群」から6単位（博士課程6単位）、「リサーチセミナー群」から8単位（博士課程4単位）修得することとして、講義と演習のバランスを考慮して必修、選択・必修、選択科目を設定している。

各授業科目では、それぞれ授業の進め方に差はあるものの、概ね講義、学生によるプレゼンテーション、質疑応答の形式で行われている。特に、リサーチセミナー群は、学生主体の対話型で進められ、批判的分析、調査研究計画、定量的・定性的方法論、論文作成のスキルが身につくような授業形式をとっている。また、グループ研究、各界のリーダー的研究者・実務家による講義、ワークショップ、東京に所在する国際連合機関や政府関係機関への視察訪問等も行っている。

学位論文作成過程では、特定の研究課題について綿密な分析が行われ、独創的な学問的貢献へつながるよう、修士課程においては、論文指導教員 (Thesis Supervisor) による指導、また、博士課程においては、主指導教員 (Principal Academic Advisor) および指導委員会 (Advisory Committee) による指導が行われている (資料 5-5-6-1 および資料 5-5-6-2 参照)。

【分析結果とその根拠理由】

大学院プログラム・ポリシーに照らして、「基礎理論群」、「専門理論群」、「リサーチセミナー群」が講義、演習等のバランスを考慮して適切に配置され、学位論文の指導体制等それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されている。

観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することと定めている。したがって、2 単位の授業科目であれば、90 分授業が 15 回行われている。

各授業科目とも必読書 (Essential Reading) として数冊から数十冊課すとともに、小テスト、レポート、プレゼンテーションのための準備、フォーラムへの参加と発表など、さまざまな宿題 (Assignment) を課すことを通例としていることから、学生は単位修得のためには、相当時間数以上の自習をすることが要求されている。

また、修士課程学生の履修については、履修計画に関しアカデミック・アドバイザーの指導を受けるとともに、 Semester 当たり通常平均 8 単位を修得するよう指導され、選択科目の履修登録にはアカデミック・アドバイザーのサインが必要とされていることなどから、修了までの各 Semester においてほぼ一定の単位修得となるよう実質的に履修の計画性が担保される仕組みとなっている。

さらに、成績評価方法およびその不服申立手続き、履修登録手続きを含め厳格な成績評価基準の策定とあいまって、試験、小テスト、レポートの提出等において、不正、剽窃などの学術的不誠実な行為があった場合には、アカデミック・プログラム・ディレクターは単位授与しないとともに学修記録に記載するなど懲罰を課すこととなっている。

資料 5-5-2：履修登録、履修、試験

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace “(1 December 2011) (The PhD rules are similar to the MSc rules except for ‘Period of Study’ and ‘Course Registration’)

II. Definitions

2.23. “Credit” means one credit unit based on a study load of forty-five (45) hours work;

VII. Structure of the Programme of Study

Period of Study

36. Students shall normally be expected to take an average of eight (8) credits per semester.

Course Registration

41. Students are encouraged to consult their academic adviser prior to selecting their elective courses.

42. Students must register their choice of courses taken at UNU-ISP during the pre-registration period. Students may audit a course upon the instructor's approval.

VIII. Course Requirements and Examinations

69. The Board of Admissions and Exams shall uphold the rules and guidelines regarding proper conduct in examinations and regarding the procedural aspects of such examinations.

70. In case of irregularities in an examination or part(s) thereof, preventing the Board of Admissions and Exams from assessing the student's knowledge, or in case of the student committing fraud or plagiarism or creating the opportunity to commit fraud or plagiarism, the Academic Programme Director shall be authorized to impose sanctions upon the student in accordance with the Section XII: Rules for Student Conduct. The Academic Programme Director may only decide to impose sanctions after having given the student the opportunity to put forward his or her views on the matter. If fraud is established, this shall be included in the student's academic record.

17 別添資料 5-5-2 University Calendar 2013-2014

【分析結果とその根拠理由】

単位授与や履修に関する規定が整備され、各授業科目においても、学期末試験のほか毎回の授業においても必読書の設定、小テスト、プレゼンテーション、レポートを課すなど必然的に学生の自主的な学修を促すような授業形態となっているとともに、学生への履修指導においても学生一人一人にアカデミック・アドバイザーを配し、学生の履修計画がスムーズに遂行されるよう組織的に実施されていることなど、実質的な単位授与に配慮がなされている。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

シラバスには、「担当教員」「学期」「曜日」「時限」「必修、選択・必修、選択の別」「講義概要（目的、講義の進め方等）」「学習成果」「各授業のアウトライン」「必読書」「推奨文献等」「成績の評価方法」が記載されている。

また、アカデミック・アドバイザーとの履修相談ではシラバスが活用され、履修計画の策定に役立てるとともに、学内ネットを通じて必読書や文献等の検索、履修登録やシラバスの閲覧、講義等に関する資料の入手を行うことができることから、事前事後の学習に活用することが可能となっている。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスとして充実した内容が掲載されており、学生の履修計画の策定等に活用されていることから、適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の学位論文（Thesis および Dissertation）は、特定の研究課題に関して、理論的かつ実践的な面から綿密に分析された独自の論文であり、独創的な学問の貢献へ結びつくものと定義され、学位授与の必須要件とされている。

修士課程においては、学生には、最初のセメスター修了前に「修士論文ガイドライン」（General Guidelines for Master's Thesis）が配布され、学生は、論文指導教員（Thesis Supervisor）を選択する。学生は、論文指導教員の指導を受けて、論文の研究課題、研究の概要、研究の進め方、論文提出の予定などを記載した「修士論文計画書」（Master's Thesis Plan）を作成し、論文指導教員のサインとともに入試・学修委員会に提出し、その承認を得ることになっている。その際、本学が進めている研究重点分野で、関連する分野のプロジェクトグループや研究チームから学生の研究課題に関するさまざまな研究トピックが提供されている。

論文指導教員が事情により欠けることとなった場合には、学生が入学時に選択した研究分野と同分野に所属する他の教員が論文指導教員として指導するか、新たに教員を補充することとしており、学生の研究指導が中断されることのないような体制を採っている。

学生は、論文指導教員から適宜指導を受けるほか、学位論文の進捗状況について、最終の口頭発表の前に学生・教員を対象に3回のプレゼンテーション機会がある。

博士課程においては、主指導教員（Principal Academic Adviser）およびその他の指導教員（Academic Adviser）で構成される指導委員会（Advisory Committee）による集団指導が行われている。

資料 5-5-6-1：修士論文

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace “(1 December 2011)

II. Definitions

2.12. “Thesis Supervisor” means a member of the UNU-ISP academic personnel, chosen by the student and approved by the Board of Admissions and Exams, to guide and supervise the progress of the master’s thesis component of a student’s programme of study;

2.25. “Thesis” means an independently and individually written research paper on a particular subject, rigorously analyzed from a theoretical or practical view-point or both, resulting in an original academic contribution. The thesis is an integral and necessary element to the award of a United Nations University Master of Science degree.

XI. Master’ s Thesis

97. The master’ s thesis shall be an independently and individually written research paper on a particular subject.

98. The subject matter shall be rigorously analyzed from a theoretical or practical view-point or both and built on scientific analysis, resulting in an original academic contribution.

99. The thesis shall be an integral and necessary component of the award of a United Nations University Master of Science degree.

100. The thesis component shall count for eight (8) credits which make up the programme of study.

101. The master’ s thesis must be written in accordance with the rules and procedures provided for that purpose in the Master’ s Thesis Guidelines. Students shall be provided with Master’ s Thesis Guidelines at the start of the first research seminar of their first academic year.

102. A student’ s choice of thesis supervisor must be approved by the Chairperson of the Board of Admissions and Exams and may be different from the academic adviser assigned to the student upon entry into the programme. Once approved, the name of the thesis supervisor and student being supervised shall be reported to the Office of Academic Affairs.

103. Prior to the start of the thesis, the student and the thesis supervisor shall decide on the title and the intended contents of the thesis, as well as a plan of action.

104. The responsibility for declaring a proposed thesis subject and title will lie with the student, after consultation with the thesis supervisor from the project group or research section to which the subject of the thesis is related. In certain cases, the student may be offered a list of research topics to choose from.

105. Each student is required to provide a signed copy of the *Master’ s Thesis Plan* to the Board of Admissions and Exams through the UNU-ISP Administration Office no later than the end of the second semester of their first academic year in the master’ s programme. The *Master’ s Thesis Plan* shall include, inter alia:

105.1. The name of his or her thesis supervisor(s);

105.2. The title of the thesis and an abstract;

105.3. The problem statement, literature review, methodology, current status and results;

105.4. The expected date of submission and graduation.

資料5-5-6-2 : 博士論文

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Doctor of Philosophy (PhD) in Sustainability Science” (1 April 2013)

II. Definitions

- 2.13. “Principal Academic Adviser” means a member of the degree programme’s academic personnel, qualified to guide and supervise the progress of the doctoral dissertation component of a student’s programme of study;
- 2.14. “Academic Adviser” means academic personnel other than the Principal Academic Adviser on a student’s Advisory Committee;
- 2.15. “Advisory Committee” means the committee that comprises the Principal Academic Adviser and other Academic Advisers. The Advisory Committee guides and supports the student’s academic development throughout the programme;
- 2.27. “Dissertation” means an independently and individually written research document on a particular subject, rigorously analyzed from theoretical and practical viewpoints, resulting in an original academic contribution. The dissertation is an integral and necessary element to the award of a United Nations University Doctor of Philosophy degree;

XI. Dissertation

Advisory Committee

96. Each student enrolled in this doctoral degree programme shall have a Principal Academic Adviser drawn from the UNU faculty.
97. The Advisory Committee shall consist of the Principal Academic Adviser and one or more additional academic advisers drawn from the UNU faculty.
98. The student’s Advisory Committee is responsible for supervising their academic progress. Its role is to provide detailed and constructive commentary and to offer advice so that the thesis proposal is approved by a majority, but preferably the entire committee.
99. In the case that a student wishes to change the membership of his or her Advisory Committee, the student should submit a petition for change of Advisory Committee members. The form should contain the signature of the newly constituted member(s). Their signature(s) indicates their willingness to serve on the Committee. The relevant form should be submitted to the UNUISP Administration Office and the Office of Academic Affairs.
100. The following procedures shall guide the resolution of any conflict that arises between the student and a member of the Advisory Committee. At each stage, every effort should be made to identify, address, and resolve any issue(s).
- 100.1 Informal discussion between the student and adviser;
- 100.2 Discussion between the student and a different member of the Advisory Committee;
- 100.3 Discussion with the Director of UNU - ISP or his or her delegate. The Director shall mediate further discussion between the student and adviser, or shall arrange for alternative supervision. If the student’s adviser is the Director and an agreeable solution cannot be reached through either provisions 106.1 or 106.2, the Rector shall appoint a third party from within the University who shall mediate further discussion, or arrange for alternative supervision.

資料5-5-6-3：プレゼンテーション

○Excerpt from “General Guidelines for Master’ s Thesis”

II. RULES AND PROCEDURES

E. Presentations

Each student will have three opportunities to present their research before the final oral defence. The first one is a proposal defence at the onset of Research Seminar 2 &3. The second presentation is on preliminary findings at the final session of the Research Seminars 2 & 3 on July of the first year. Students will have their third presentation at the final session of the Research Seminar 4 on the second year.

18別添資料5-5-6 GENERAL GUIDELINES FOR MASTER’S THESIS

【分析結果とその根拠理由】

修士課程の学生は、修士論文作成に当たっては、入学時に論文指導教員の下で修士論文計画書を作成し、それに関するプレゼンテーションを行った上で入試・学修委員会での承認を得ることになっており、論文作成過程においても論文指導教員の指導を受けるほか、最終発表の前に3回の中間発表が義務付けられていること、また、博士課程においても複数教員で構成する指導委員会のきめ細やかで建設的な指導を受けていることなどから、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われている。

観点5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の学位授与に関する方針は、国際連合大学憲章第1条第1号から7号までの目的を満たす者に対し、同条第8号において修士号・博士号を授与することと規定されている。

修士号授与の方針は次のとおりである。

- (1) 国連が取り組む喫緊の地球規模課題、特にサステナビリティ分野の課題に取り組み、問題解決能力を有すること。
- (2) 国連等の国際機関、政府関係機関、国際NGO、研究機関や民間企業等の国際的フィールドで、リーダーシップを発揮し、実践活動能力を有すること。
- (3) 研究科修士課程規程で定める所定の単位を修得し、学位論文審査、最終試験に合格すること。

また、博士号授与の方針は次のとおりである。

- (1) サステナビリティに関する諸課題の研究に取り組むに当たり、研究者として自立した能力を有すること。
- (2) 量的・質的に分析研究技術を身につけ、本学が取り組んでいる重点研究分野での研究テーマの問題解決に貢献できる能力を有すること。
- (3) 研究科博士課程規程で定める所定の単位を修得し、学位論文審査、最終試験に合格すること。

資料5-6-1-1 : 修士号授与要件

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace “(1 December 2011)

XV. Conditions for the Award of a Degree

199. A student will be deemed to have satisfied the degree requirements of the UNU Master of Science degree in Sustainability, Development and Peace when the student:

199.1. Has passed all courses and skills training that are part of the study programme;

199.2. Has obtained the requisite number of credits for completion; and

199.3. Has submitted and successfully passed the evaluation of his or her master’ s thesis and oral defence.

200. Students will normally complete the degree requirements in a twenty-four (24) month period, or four (4) academic semesters.

201. The Board of Admissions and Exams shall decide upon the fulfilment of the requirements as set out in Rule 199, within eight (8) weeks after a request for such a decision is submitted by the student. The request may be submitted by the student after the last examination has been taken and the evaluation of the master’ s thesis is complete.

資料5-6-1-2 : 博士号授与要件

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Doctor of Philosophy (PhD) in Sustainability Science” (1 April 2013)

XV. Conditions for the Award of a Degree

213. A student will be deemed to have satisfied the requirements of the UNU Doctor of Philosophy Degree in Sustainability Science when the student:

213.1 has satisfied the residence requirements as set forth in Rule 39;

213.2 has submitted and successfully defended his or her doctoral dissertation;

213.3 has completed 14 credits of required coursework.

214. The UNU Academic Committee shall decide upon the fulfilment of the requirements as set out in Rule 213, within eight (8) weeks after a request for such a decision is submitted by the Board of Admissions and Exams. The request may be submitted by the student after the evaluation of the doctoral dissertation is complete.

【分析結果とその根拠理由】

本学の学位授与方針は、研究科規程に明確に定められている。

観点5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価については、10段階評価を行うこととして研究科規程において下記のとおり成績評価基準が明示され、学生には履修ガイダンスや学内ウェブサイトを通じて周知されている。この基準に従って、各授業科目の成績の評価方法については、シラバスに明示されている。また、観点5-6-③で記すように学生からの成績評価に対する異義申立に対しては厳正に対処している。

資料5-6-2：成績評価

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace” (1 December 2011) (The PhD rules are similar to the MSc rules)

X. Grading Scales

86. Grades shall be a measure of the performance of a student in individual courses and educational activities. Each student shall be evaluated on their ability to master key concepts and skills, as well as their ability to demonstrate critical thinking in the application of scientific analysis.

87. Grade meanings for each course shall be:

Excellent,

Good,

Adequate,

Inadequate.

88. Within the University, grades for all course examinations shall be reported on the numerical scale of marks, i.e. 0-100 percent.

89. The grade scales are shown in the following table, which must be included in the student transcript. Explanations of approved grade scales outside this basic scheme will also be given upon request.

Grade Meaning	Truncated Letter Grade Scale	Numerical Scale of Marks
Excellent	A+	90-100%
	A	85-89%
	A-	80-84%
Good	B+	77-79%
	B	73-76%
	B-	70-72%
Adequate	C+	67-69%
	C	63-66%
	C-	60-62%
Inadequate	F	0-59%

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準が研究科規程に規定され、それに従ってシラバスに成績評価方法が明示され学生に周知されていることから、成績評価基準が組織として策定され、成績評価、単位認定が適切に実施されている。

観点 5－6－③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の対象となる、試験、小テスト、レポート等の評価結果については、研究科規程において試験期間や成績通知について明確に規定している。これまでの成績分布(資料 6－1－1－2 参照)を見ると、10 段階の特定の評価に偏っていないことから、成績評価の客観性、厳格性を保ってきたといえる。

また、学生には成績評価に対するフィードバックを求める「審査請求権」(Right of Inspection)を認めている。この申立事例は、過去に 1 件であるが、まず、学生が事務局に審査請求を申し立て、事務局は担当教員と学生との話し合いの場を設定する。両方で合意に達しない場合は、最終的に両者の意見を聴取した上で、アカデミック・プログラム・ディレクターが決定することとしている。

資料 5－6－3－1：試験期日、成績通知、審査請求権

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace “(1 December 2011) (The PhD rules are similar to the MSc rules)

VIII. Course Requirements and Examinations

Examination Periods and Publication of Results

74. Examination dates shall be announced before the start of each course. Where re-sits are granted, the timing will be determined on a case-by-case basis.
75. To the extent possible, UNU-ISP will take into consideration religious holidays in the scheduling of examinations.
76. The Board of Admissions and Exams will make course results available to the student within twenty (20) working days after the course end date. Course results will be made available for students to collect at the UNU-ISP Administration Office.
77. Final course results shall be reflected on the student transcript twenty (20) working days from the course end date.

Right of Inspection

78. Within ten (10) working days after the announcement of examination results, students will be given the opportunity to inspect:
 - 78.1. their assessed written/oral examination;
 - 78.2. the questions and assignments constituting the examination; and
 - 78.3. the norms applicable to the assessment thereof.
79. If a student can demonstrate the inability to exercise the right of inspection in the first instance due to circumstances beyond the student’s control, he or she will be given a second opportunity to exercise the right of inspection within a reasonable time frame.

資料 5－6－3－2：審査請求権ガイドライン

○Right of Inspection Guidelines

Within ten (10) working days after the receipt of course grades, students can request feedback from the

course instructor regarding the grade assigned. The process should follow the following procedures;

1. The student will inform the Administration Office the request for feedback on the course grade.
2. The Administration Office will contact the course instructor, set an appointment, and inform the student on the date and time of consultation.
3. The student will meet with the course instructor on the set appointment to discuss the evaluation of the student's academic performance.
4. If no comments or complaints are received within three (3) working days following the consultation, the matter will be closed.

【分析結果とその根拠理由】

成績評価については、学生に評価のフィードバックを求めることができる「審査請求権」(Right of Inspection)を認めて実質的な異議申し立ての仕組みを導入しているとともに、修了認定に当たっては、入試・学修委員会による組織的チェック体制が敷かれており、成績評価や単位認定、修了認定（「成績評価等」）の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられている。

観点 5－6－④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

修士論文については、学生が選択した特定の研究課題について 20,000～40,000 語の範囲で独自に作成することが義務づけられ、修士論文作成の趣旨・目標については入学時から研究科概要、セメスターごとの履修ガイダンス等で学生に周知徹底されており、その成績評価についても科目の評価と同様に 10 段階で行われている。

論文の水準は、

- (1) 独創性と重要な分析力を備え、広い視野から他の分野への応用が可能なこと
- (2) 文献等の調査により、問題を発見し、問題解決の提案をすることによって、自己の分野での目覚ましい貢献につながる事
- (3) 研究成果が的確に説明されていること

が求められている。

その審査については、修士論文が入試・学修委員会に提出されると、論文指導教員と論文指導に直接関与していない教員で入試・学修委員会から指名された複数の審査員（学外者を含む。）で構成する「論文審査委員会」(Examining Committee)が組織される。論文審査委員会の水準に達しているものとして審査に合格した学生は、入試・学修委員会委員や一般教員、学生を対象とする学内公開の口頭発表を行い、その試問を経た上で論文審査委員会は、当該学生の成績を提出し、入試・学修委員会で合否が決定され、最終的に教授会に報告される。

また、修了要件については研究科修士課程規程において明確に規定し、入試・学修委員会が修了要件を満たしているかどうかを審査の上決定し、最終的に教授会に報告することとしている。

博士論文については、博士課程が学年進行中であり、現在のところ論文審査は行われていない。10段階での評価は行わないこととしているが、その他論文提出のルールや審査体制等については研究科博士課程規程において論文審査委員会での審査など修士課程とほぼ同様に規定しているところである。

資料5-6-4-1：修士論文審査

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace” (1 December 2011)

XI. Master’ s Thesis

106. Students must submit an electronic version as well as a hard copy of their master’ s thesis to their thesis supervisor in accordance with the procedures and formatting guidelines provided in the *Master’ s Thesis Guidelines*.
107. The thesis supervisor must submit one electronic version as well as one hard copy of each master’ s thesis to the Board of Admissions and Exams through the UNU-ISP Administration Office prior to the oral exam. The UNU-ISP Administration Office shall lodge a copy of the master’ s thesis to the Office of Academic Affairs.
108. For the final submission, an accurate representation of the final version of the thesis should be submitted in CD/DVD format to the Board of Admissions and Exams. In addition, an abstract and a signature page containing the signatures of all members of the Examining Committee should be submitted to the UNU-ISP Administration Office together with the CD/DVD.
109. The main thesis assessment criteria shall be included in the *Masters Thesis Guidelines*.
110. The thesis shall be graded individually by the Examining Committee, which is composed of the thesis supervisor and one deputy examiner. The deputy examiner shall be a resident academic officer or an independent examiner from outside UNU-ISP. The deputy examiner will not be involved in the supervision of the master’ s thesis. The deputy examiner shall be designated by the Board of Admissions and Exams based on the recommendation of the thesis supervisor. If the examiners accept the master’ s thesis, the student will be invited to make an oral defence of his or her research before the thesis supervisor and the deputy examiner. This defence shall be public.
111. The thesis is graded according to the truncated letter grade scale.
112. The examiners shall supply an evaluation sheet for each examination with the grade and a short report to the student undergoing examination and will forward a copy of the evaluation to the Board of Admissions and Exams.
113. If the master’ s thesis is assigned a failing grade, the student shall be offered one opportunity within the ongoing study year to re-submit his or her work for re-evaluation in accordance with the procedures outlined in the *Master’ s Thesis Guide Lines*. The student will not be offered a third opportunity to submit his or her work for evaluation.
114. The last grade obtained for the master’ s thesis will be considered the final grade.

資料5-5-4-2：修士論文の水準

○Excerpt from “GENERAL GUIDELINES FOR MASTER’S THESIS”

II. RULES AND PROCEDURES

C. Criteria for an acceptable thesis must include that it:

- 1) Be either an original work or a critical analysis of a problem or an application of existing methodology to a new problem or to a large scale;
- 2) Makes a significant contribution to the literature in the student’s discipline/subject area;
- 3) Sets out suitable research findings that are adequately explicated.

資料5-5-4-3 : 博士論文審査

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Doctor of Philosophy (PhD) in Sustainability Science” (1 April 2013)

XI. Dissertation

Evaluation of the Dissertation by the Advisory Committee

110. The Advisory Committee shall evaluate a dissertation according to a number of predetermined criteria. The Advisory Committee shall provide comments explaining the evaluation of the dissertation, including recommendations for minor or major revisions to be included prior to submission for examination.

111. The evaluation shall be sent by the Principal Academic Adviser to both the student and Academic Programme Director within a maximum of six (6) weeks from the date of receipt.

112. The dissertation will proceed to the oral defence only after a positive evaluation from the Advisory Committee.

113. Should the student disagree with the evaluation, the following procedure shall guide the resolution of any dispute:

113.1 The student shall request a meeting with the Advisory Committee to discuss the points of disagreement. The outcomes of this meeting shall be documented in writing.

113.2 Should the meeting not lead to an agreement, the student may send a letter to the Academic Programme Director, detailing the reasons for disagreement, within two (2) weeks of the meeting with the Advisory Committee. The Academic Programme Director will then consult with the Advisory Committee, if necessary, and render a decision regarding the evaluation.

Evaluation of the Dissertation by the Examination Committee

114. Students must submit a single hard copy of their dissertation to each member of the Examining Committee prior to the date of the oral defence. If the examiners accept the doctoral dissertation, the student will be invited to make an oral defence of his or her research before the Examining Committee.

Doctoral Oral Defence

115. The student and the Examining Committee will decide on a date for the oral defence that is convenient for everyone. This date must be far enough in advance to allow time for the Principal Academic Adviser to submit the “Request for Oral Examination” form to the Board of Admissions

and Exams at least thirty (30) working days prior to the examination. In the case that a Committee member will not be physically present at the defence, virtual participation will be made possible by teleconference technology. The oral defence shall be public.

116. The dissertation is graded according to the truncated letter grade scale.

Final Submission

117. Following a successful oral defence, the student must revise and update his or her thesis in accordance with the instructions of the Examining Committee. An electronic version of the final dissertation should be submitted in CD/DVD format to the Board of Admissions and Exams. In addition, a signature page containing the signatures of all Examining Committee members and an abstract must be submitted together with the CD/DVD to the UNU - ISP Administration Office. A copy of the final doctoral dissertation shall be lodged with the Office of Academic Affairs.

【分析結果とその根拠理由】

修士論文の評価については、研究科修士課程規程に規定されているとともに「修士論文ガイドライン」を策定して入学時から論文作成の趣旨や目標、満たすべき水準、最終提出や口頭試問までのプロセスが周知徹底され、その審査に当たっては、「論文審査委員会」で厳格な審査を受けた上で、論文発表会においてその独自性、独創性、社会への貢献性等について立証しなければならず、この論文審査委員会での成績、必修科目、選択科目の修得要件を満たしているかどうかの総合的な審査を経て修了が決定されることとなっていることから、学位授与方針に従って、学位論文審査が適切な審査体制の下で実施され、修了認定も適切に実施されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・地球規模課題の解決に貢献し得る人材の養成等の本学の目的に沿って、大学院プログラム・ポリシーや学位授与方針が研究科規程等において明確になっていることから、教育課程が体系的に編成され、教育方法や学修指導法においては講義のほか、リサーチセミナー、インターンシップを通じて講義、演習、ゼミ形式によるバランスの取れた授業の実施など教育内容および方法において本学の特徴を活かした工夫をしている。
- ・他大学との単位互換を行うとともに、特に東京大学サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムと共同認定プログラムを設定して学修機会の拡大と研究教育の充実を図っている。
- ・修士論文作成においては、「修士論文ガイドライン」を策定し、入学時からそのプロセスを明確に定めるよう指導するとともに、独自の研究課題について、科学的な分析の下で独創的に学問的貢献ができるほどの水準が求められ、厳格な論文指導と論文審査体制によって、修士の学位名に相当する質・量とも高い水準の論文が輩出されている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本学の過去2年間に於ける標準修業年限内修了率は、資料6-1-1-1のとおり全体で82.4%である。しかし、平成23年3月11日発生した東日本大震災の影響によりやむを得ず退学した外国人学生2名を除くとその修了率は93.3%となる。なお、残る1名については、修士論文を残すのみであり、本年6月に修了の見込みである。

また、これまでの修了生に関する単位修得状況については、資料6-1-1-2の成績分布のとおりであり、セメスター当たり通常平均8単位を修得するという研究科修士課程規程の趣旨が達成されている。修了に必要な単位数30に対し、それを超える単位を修得して修了している。修士論文については、厳しい審査基準および審査体制の中でもB+以上の評価を得ている。このことから大学院プログラム・ポリシーに沿って、地球のサステナビリティ・開発・平和に関する問題解決のための学術的理論と技能を身につけるとともに質の高い学位論文を作成した上で修了していると言える。

学生は、本学施設で開催される国際的ワークショップやセミナーに参加する機会が数多くあるばかりではなく、プレゼンテーションも行っている。さらに学生による研究成果発表、および国連大学憲章の目的を遂行する必要から、大学院生として世界に問いかけるために学術雑誌の刊行を実現している。2013年に1巻1号、2014年に2巻1号の発行を遂げ、オープンアクセスで全世界へ向け提供されている。

資料6-1-1-1：標準修業年限内の修了率			
入学年	入学者数	標準修業年限内修了者数	標準修業年限内修了率
平成22年（2010）	(3) 5	(3) 3	(100%) 60%
平成23年（2011）	12	11	91.7%
計	(15) 17	(14) 14	(93.3%) 82.4%
(注) 平成22年入学者に係る上段（）書は、平成23年（2011）3月11日発生した東日本大震災を理由として退学した2名を除いた数。			

資料6-1-1-2：各セメスター成績分布											
平成22年（2010）入学者											
セメスタ	履修登録 者総数・ 論文数	成績分布									
		A+	A	A-	B+	B	B-	C+	C	C-	F
2010 秋	20	1	2	6	2	5	1		1	2	

2011 春	10		1		9						
2011 秋	10		3	2	2	1		1	1		
2012 春 修士論文	1 3		1	1	2						
平成 23 年（2011）入学者											
セメスター	履修登録 者総数・ 論文数	成績分布									
		A+	A	A-	B+	B	B-	C+	C	C-	F
2011 秋	58	12	7	9	15	6	3	4	1	1	
2012 春	37	10	5	11	1	1	4	3			2
2012 秋	49	15	8	10	5	8	2			1	
2013 春 修士論文	9 11	2 6	2 1	4 2		1					

資料 6-1-1-3：学生ジャーナル

本学ウェブサイト “UNU Graduate Student Journal” (<http://upp.unu.edu/issues/>)

19 別添資料 6-1-1 ワークショップ、シンポジウム、セミナー参加実績

【分析結果とその根拠理由】

単位の修得状況や質の高い学位論文の内容・水準から判断して、学習成果が上がっていると判断される。

観点 6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

在学生に対する授業アンケートを実施しているとともに、ほぼ毎月アカデミック・プログラム・ディレクターと学生との意見交換会が開催されている。

授業アンケートの集計結果では、「科目内容の関連性と有用性」、「選択した分野での実務への関連性」、「割り当てられた読書や授業外学習の質」等 31（科目によっては 21）の質問項目に対し、総合的評価では、6 段階評価での 4 以上 (Excellence, Very Good, Good) を回答した者の比率は 90% 以上であり、授業に対する高い満足度を示している。

また、アカデミック・プログラム・ディレクターとの意見交換会は、和やかな雰囲気で行われ、学生からは、図書館の利用時間や修士論文の審査スケジュールなど授業や論文指導に関する要望、修了後の進路等について率直な意見が述べられており、今後の学生の学習に対する前向きな取り組みを確認する場ともなっている。

20 別添資料 6-1-2 Student's Evaluations of Teaching Results (2012-2013)

【分析結果とその根拠理由】

授業アンケートやアカデミック・プログラム・ディレクターとの意見交換会を通じ、学生の高い達成度や満足度を確認していることから、学習成果が上がっていると判断される。

観点 6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

過去 2 年間における就職率は、資料 6-2-1-1 のとおり全体として 64.3% であるが、平成 25 年度修了者で博士課程進学希望者 3 名を除くと 81.8% である。また、博士課程進学者は、平成 24 年度修了者は 0 であるが、平成 25 年度修了者については 1 名（9.1%）である。

本学の研究教育の目的は、国際連合機関やその他の国際機関、政府関係機関、国際 NGO や市民団体、民間企業等において地球規模課題の解決に貢献し得る人材を養成することである。修了生の進路は、資料 6-2-1-2 および資料 6-2-1-3 のとおりであり、国際連合機関、政府関係機関、国際的民間団体、研究機関等その目的に適った分野で活躍している。

資料 6-2-1-1：学生の就職率			
修了年度	H24 年度（2012）	H25 年度（2013）	計
就職率	100%	54.5%（75%）	64.3%（81.8%）
就職者数	3	6	9
修了者数	3	11（8）	14（11）
（注）（）書は、博士課程進学希望者 3 名を除いた計数。			

資料 6-2-1-2：修了生の進路状況							
入学年度	修了生数	修了後の進路					
		国際機関	政府関係機関	国際 NGO 等 民間団体	研究機関等	博士課程進学	進路準備中
平成 22 年度 （2010）	3		1	2			
平成 23 年度 （2011）	11	1	2	1	1	1	5

資料 6-2-1-3：修了生の進路先および役職等			
修了年度	出身国	就職（進路）先	役職等
2012	ネパール	Everest International School, Japan	Principal
2012	ギニア ビサウ	Expertise	Consultant
2012	カンボジア	Mekong River Comission	Junior Riparian Professional

2013	ケニア	Kenya Wildlife Service	Community Officer
2013	ガーナ	University of Ghana, Department of Geography	Research Consultant and Undergraduate Tutor
2013	米国	United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL)	Research Fellow
2013	スリランカ	Purdue University Krannert School of Management	Doctoral Student in Operations Management
2013	インドネシア	Atlantis Investment Research Corporation	Director
2013	オーストラリア	Resource Efficiency Branch, Office of Environment and Heritage, New South Wales Department of Premier and Cabinet	Policy Officer

【分析結果とその根拠理由】

本学が養成しようとする人材像に照らして、修了後は、国際機関、政府関係機関、NGO 等民間団体、研究機関等に就職し国際的に活躍していることから、学習成果が上がっているものと判断される。

観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学の修了生からは、本学に直接あるいは奨学金支給機関の一つである公益財団法人国連大学協力会に手紙やメールで、社会、経済、環境のサステナビリティ・開発・平和に関する理論、概念、アプローチの仕方について知識と理解が深まった、問題解決、特に困難な課題解決のための技能を身につけることができた、ハイレベルの学者、研究者、実務家と交流する機会を得ることができた、世界から集まってくる問題意識の高い学生と学修その他経験を共有できた、等の肯定的意見や感想が数多く寄せられている。

学生に対する奨学金支給機関でもある公益財団法人国連大学協力会の原資が、企業等の賛助会員の寄付金であることに鑑みれば、各受給学生の奨学金を翌年も継続するか否かについては当該学生の履修状況を評価して決定されるとともに、大学全体としても学習成果について評価されており、開学以来継続して学生に対する奨学金が拠出されているものである。また、同会には同窓会が設置され、本学修了生・在学生も加入しており、同窓会からも修了生の資質、能力等について高い評価を得ているところである。

しかしながら、修了生を輩出してから間がないこともあり、大学として組織的に修了生や、就職先等の関係者からの意見聴取やアンケート調査などが実施されていないことから、その実施について検討しているところである。

- 21 別添資料 6-2-2-A Student's Letter
- 22 別添資料 6-2-2-B 新聞記事（毎日新聞等）

【分析結果とその根拠理由】

修了生からの意見や感想、奨学金支出機関および同機関に置かれている本学同窓会からの評価は高いものがあることから、学習成果が上がっていると判断される。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・大学院プログラム・ポリシーに沿って、学生は地球のサステイナビリティ・開発・平和に関する問題解決のための学術的理論と技能を身につけるとともにレベルの高い学位論文を作成した上で修了している。
- ・本学が養成することを目的としている人材像に照らして、修了生が国際機関、政府関係機関、国際的 NGO 等の民間団体、研究機関等に就職し活躍していることから、その目的が達成されている。

【改善を要する点】

- ・修了生や就職先等の関係者から大学として意見聴取する機会を設けていないため、今後アンケート調査の実施など組織的に取り組む必要がある。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到る状況】

本学本部(東京都渋谷区)の校地面積は約 7,000 m²、校舎面積は約 8,400 m²となっている。学生の研究教育に使用する主な施設としては、資料 7-1-1 のとおり、講義室や学生一人が占有できるスペースを有する院生研究室、院生談話室、情報処理学習施設、国際会議が可能な講堂(ウ・タント国際会議場、エリザベス・ローズ会議場)、図書館を有する外、教員一人一人が専有する教員研究室、学生相談室など研究教育活動を支援するための十分なスペースを有している。

講義室、研究室などすべての部屋は空調設備が完備され、無線 LAN や AV 機器等を設置し、研究教育の目的に即した利用が可能となっている。

また、施設・設備の耐震性については、東日本大震災の後、調査の結果安全が確認されている(23 別添資料 7-1-1-A 参照)。バリアフリー化については、エレベーター 1 機が障がい者対応であること、6 階には障がい者用トイレ 2 基が設置されていること、館内での移動もほぼ段差のない構造をしていることから障害者への配慮が十分なされているといえる。安全・防犯策としては、警備員の常駐、エレベータホール、各階への入構パスによる制限、防犯カメラの設置等によって万全を期している。

平成 23 年 3 月発生した東日本大震災の際は、学生全員にメールを送信し、速やかに学生の安全を確認している(24 別添資料 7-1-1-B 参照)。

資料 7-1-1: 学生の研究教育に使用する主な施設・設備					
講義室	部屋名	階	m ²	座席数	主要設備等
	講義室1	6	51	20	映像設備・光回線インターネット(有線・無線)
	講義室2	5	88	30	映像設備・光回線インターネット(有線・無線)
演習室	部屋名	階	m ²	座席数	主要設備等
	院生研究室1	6	45	8	光回線インターネット(有線・無線)
	院生研究室2	6	32	8	光回線インターネット(有線・無線)
	院生研究室3	6	35	8	光回線インターネット(有線・無線)
	院生研究室4	6	48	8	光回線インターネット(有線・無線)

	院生研究室5	6	35	5	光回線インターネット（有線・無線）
	院生談話室	6	45		光回線インターネット（無線）、自販機等
	院生多目的室	1	116		光回線インターネット（無線）
情報処理学習施設	部屋名	階	m ²	座席数	主要設備等
	コンピューター室	6	41	12	デスクトップPC(12台)、光回線インターネット（有線・無線）
	コンピューター室	5	88	24	デスクトップPC(24台)、光回線インターネット（有線・無線）
講堂	部屋名	階	m ²	座席数	主要設備等
	ウ・タント国際会議場	3-4	379(3階) +12 6(4階)	364	音響・映像・同時通訳装置・同時通訳ブース・無線インターネット
	エリザベス・ローズ会議場	5	389	110	音響・映像・同時通訳装置・同時通訳ブース・無線インターネット

23 別添資料7-1-1-A 国連大学本部施設建物の地震被災調査報告書

24 別添資料7-1-1-B Reply from students after earthquake

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備については、講義室、研究室、院生談話室、講堂、図書館等を整備し、研究教育活動を遂行するため必要となる施設・設備が十分に整備され、有効に活用されていると判断される。また、施設・設備の耐震性、安全・防犯面についても、適切な措置が講じられていると判断される。

観点7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

本学では、学生および研究者の研究教育活動が円滑に行われ、本学各研究所、国連関連機関等との連携がスムーズに行うことができるよう、そのため必要となるICT環境の整備は、きわめて重要な課題として取り組んでいる。

無線LANの整備に加え、高速インターネット接続(100Mbps)、電子メール、ポータルサイト、講義支援システム等の情報インフラを整備している。大容量のデータストレージとのためのサーバーを擁し、各学生の電子データ管理が行なわれている。さらに独自にウェブホスティング用のサーバーを設置し、学生プログラム用のホームページ管理も行なっている。

専用の情報処理学習施設として2室を設け、PCを36台設置し、研究教育上必要となる図書、論文、データ等

の検索や特殊な研究データ処理に必要なソフトの利用など、学生がいつでも情報環境を利用できる体制となっている。

これらのパソコンや情報ネットワークの適切な活用のため、サポートスタッフが常駐しており、情報セキュリティ対策、学内ネットワークに関する相談、各種申請届出の受付等を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

サステナビリティ学カリキュラムの実施のため、国際連合や加盟国が直面する喫緊の地球規模課題の研究を遂行する上で必要となる文献検索やデータ収集、世界の各研究機関等との連携を可能とする各施設におけるパソコンやネットワークの整備が徹底されており、研究教育活動において有効に活用されていると判断される。

観点 7-1-1③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

本学図書館は、国際連合大学憲章第1条4項「国連大学自らの活動から得た知識を国際連合とその機関、学術研究者、一般社会への普及」および同条第7項「大学院レベルにおいて、学術研究者特に若手研究者の研究活動の支援」を実現するため、収集充実策(The United Nations University Library Collection Development Policy)を定め、使命、収書方針、選書方針、収集の優先事項などについて明確に示している。

図書館においては国際連合大学の研究者支援、および大学院レベルの教育支援を最優先に蔵書構築を進めている他、国際連合研究のための基礎資料として、国際連合公文書、国際連合年鑑は1946年以降すべて収集し利用に供しているほか、国際連合出版書籍、統計書、報告書、条約集の収集整理、電子情報やデータベースにもアクセス可能にし、検索や文献調査を支援することによって、一般社会への普及を図るとともに研究者、学生への研究活動の支援ともなっている。

図書館の蔵書、図書受入、年間貸出数等は下表のとおりであり、本学図書館の使命、目的に沿って活用されている。海外に所在する研究所支援のために、1990年代後半以降は電子媒体による研究書、学術雑誌の構築に重点を移しており、2010年以降は特に内容の充実に努めている。

館内には、蔵書検索、電子ジャーナルの利用、インターネット利用などができるPCを7台備え付け、利用者の便に供しているほか、Wifiを設定しているため、個人のPCやMobile Phoneからインターネット接続可能となっている。また、インターネット接続環境であれば、世界のどこからでも蔵書検索システムの利用ができるとともに、本の予約も可能となっている。

また、学生に対しては、資料調査やレファレンスリクエストに応えるためヘルプデスクを設けるとともに、データベース利用講習会を実施している。

資料7-1-3-1：図書館の利用状況（2014.5月現在）		
総延面積（㎡）		740
閲覧席数（席）		35
書架収容力（冊）		80,000
蔵書数（冊）		40,614
	和図書	3,657

	洋図書	36, 957
学生 1 人当たりの蔵書数		1, 231
所蔵雑誌種類数 (タイトル)		814
	和雑誌	90
	洋雑誌	724
電子ジャーナル種類数 (タイトル)		24, 572
図書受入冊数 (冊)		505
2013年	和図書	21
	洋図書	484
学生1人当たりの図書受入冊数		15. 3
雑誌受入種類数 (タイトル)		140
2013年	和図書	20
	洋図書	120
年間貸出冊数 (冊)		860
2013年	うち学生 貸出数	429
学生1人当たりの貸出冊数 (冊)		13
学生数 (人)		33
視聴覚資料その他 (点)		4, 200
国連公式記録1946以降(巻)		3, 000
国際連盟公式記録1919以降(巻)		200
国連公文書1994年以前(Files)		1, 000

資料 7-1-3-2 : 図書館使命、収書方針、選書方針

○Excerpt from “THE UNITED NATIONS UNIVERSITY LIBRARY COLLECTIN DEVELOPMENT POLICY”

2. Mission

UNU Library is established to assist the achievement of the overall objectives of the UNU as stated in the Charter of the United Nations University, the Article I - 4 “*The University shall disseminate the knowledge gained in its activities to the United Nations and its agencies, to scholars and to the public, in order to increase dynamic interaction in the world-wide community of learning and research.*” It focuses in support of the postgraduate programmes and students as also stated in the Charter, the Article I - 7 “*In its postgraduate training the University shall assist scholars, especially young scholars, to participate in research in order to increase their capability to contribute to the extension, application and diffusion of knowledge.*”

It is committed to provide reliable and quality library and information services to support and enhance activities of the university with the greatest speed, convenience and economy for members of the UNU Community. Focus The Library also supports the special obligation to the general public in Japan and the people of the world.

4. Goals

The goals relating to collection development are:

- i: to support research, dissemination and capacity development programmes of the UNU by acquiring and organizing a relevant and well balanced collection of resources in a wide variety of formats.
- ii: to respond to changes in teaching and research programmes, in consultation with academic staff.
- iii: to maintain the physical condition of the collection at an appropriate level.
- iv: to participate in resource sharing and networking among United Nations System of Organizations, at a regional, national and international level.

6. Acquisition policy

UNU Library Acquisition Guideline:

The UNU Library acquires library materials and other resources to support activities of the UNU and functions on the following acquisition criteria:

- (1) Collects, catalogues, indexes and processes reports, periodicals and publications either in print or electronic formats published by or for organs of the United Nations University. Collects, catalogues, indexes and processes documents issued by the UNU Centre. Selects, purchases, catalogues, indexes and processes books or electronic resources that are related to activities of the UNU or those that support programmes and projects personnel of the UNU.
- (2) Collects and maintains United Nations documents in cooperation with the United Nations Information Centre Tokyo.
- (3) Other than the above mentioned items such as unsolicited donations will be selected according to the selection policy.
- (4) For UNU publications, one copy is classed under the UNU publications and one copy is classed under the most appropriate subject category. When only one copy is deposited, items are all classed under the UNU publications.
- (5) Other than UNU publications, only one copy is purchased unless a specific requirement is envisaged.

7. Selection policy

UNU Library Selection Guideline:

Directors and managers of programmes and projects, in conjunction with the Librarian have the primary responsibility of selecting materials for the Library. However, any member of the UNU can request or recommend the purchase of an item for the Library.

Subject coverage of materials is:

- (1) International organizations, special emphasis on the United Nations (international officials/employees, organizational theory, League of Nations, specific activities etc.)
- (2) International law (political boundaries, human rights, sovereignty, governance, state succession, treaties etc.)
- (3) International relations (international security, peace, refugees & aliens, analysis of international affairs, territorial integration, diplomacy, geopolitics etc.)
- (4) International cooperation & development (international cooperation, financial institutions, foreign aid, economic development, development assistance, capacity building, technology transfer,

aid, economic development, development assistance, capacity building, technology transfer, technology in development, new technologies and social researches, international trade, cultural exchange etc.)

(5) Environment and sustainable development (Environmental law, Environmental sciences focused on sustainable development, natural resources and nature conservation, critical ecological zone, energy policy, etc.)

(6) Reference books that provide definite pieces of information of varying extent or that provide specialized and authoritative pieces of information.

(7) Any other subject that meets emerging topics related to the UNU activities.

12. Collection priorities

In meeting goals (i) and (ii), paragraph 4, the University Library recognises priorities in building its collections. These are firstly to collect important monographs and journals and to provide access to electronic resources in support of undergraduate and graduate programmes. This includes the provision of reference materials, set texts and multiple copies of items in heavy demand.

Secondly, the University Library acquires other materials needed to build research collections for fields in which the University supports graduate, post-graduate and academic research.

Finally, material which does not fit into current teaching or research programmes may be purchased if it is considered appropriate for the general interest of users and the scope of the University Library's collections.

本学ウェブサイト UNU Library <https://library.unu.edu/>

学生用ヘルプデスク <https://student.unu.edu/helpdesk/>

【分析結果とその根拠理由】

図書館では、本学の研究教育目的に対応した収集充実方針を明確に定め、収書、選書、収集優先順位等に沿って図書、雑誌、視聴覚資料その他必要な資料が体系的に収集・整理され、また、図書館の電子化にあわせ、情報環境が整備され、有効に活用されていると判断される。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学は大学院のみを置く大学であり、学生が世界から集まってきていることを考慮し、学生が自主的に学習できるよう全員に自習や図書、文献の整理ができるように十分なスペースを有する個人研究ブースを割り当てるとともに、学生が自主的コミュニケーションを図ることができる院生談話室や院生多目的室、高度な情報処理を行うための学習施設を設けている。これらの施設は、9:30 から 23:00 までは、ICカードによりいつでも利用可能となっている。また、無線LANにより、個人研究ブースではもちろんのこと、図書館を含め学内外からパソコンを活用できるようにするなど、学生が自主的に学習できる環境を整備している。

また、図書館の開館時間は、平日 9:30 から 17:30 であるが、開館時間外であっても、文献検索、オンラインジャーナルやオンラインデータベースは学内外から利用可能となっている。

できるシステムとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

学生全員に個人研究ブースを割り当て、情報処理学習施設を設置し、無線LANの整備や学内への入退室システムの整備、学内外から利用できるICT環境を整備していることから、自主的学習環境が十分に整備され、活用されていると判断される。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学時には、全教員およびスタッフが出席して学生に対するオリエンテーションが開催されている。アカデミック・プログラム・ディレクターからアカデミック・カレンダー、必修、選択・必修、選択専門科目の別と必要単位、学位論文の趣旨・目的等大学院カリキュラムの構造についての概要が説明された後、学生が入学時に選択した研究分野「地球変動とサステナビリティ」「国際協力と開発」「平和と安全」の当該分野のシニア・アカデミック・プログラム・オフィサーによる専門科目選択の履修モデルなどについてプレゼンテーションが行われている。その際、学生には教員の氏名、連絡先の他にコースシラバスと履修登録手続きが配布（別添資料 7-2-5 参照）されている。また、図書館の利用についてもオリエンテーションが行われ、利用方法、電子ジャーナルやデータベースなどの説明とともに資料が配布されている。

オリエンテーション後においては、学生の履修計画や学位論文作成計画が適切に行われるよう、アカデミック・アドバイザーや論文指導教員等による指導がいつでも行われる体制がとられている。

25 別添資料 7-2-1 UNU Library Orientation 9 September 2013

【分析結果とその根拠理由】

入学時にオリエンテーションを実施し、大学院カリキュラムの構造、学生が選択した分野について教員およびスタッフから入学後の履修等に関する指導を受けるとともに、履修登録におけるアカデミック・アドバイザーによる指導、学位論文作成計画に関する論文指導教員の指導など、随時履修に関する指導を受けることができる体制を整えていることから、授業科目や専門の選択の際の学生へのガイダンスが適切に実施されていると判断される。

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

修士課程については、研究科修士課程規程において、入試・学修委員会から指名されたアカデミック・アドバイザーが学生一人に対し1名割り当てられ、入学時から修了するまで、学生の履修計画、履修登録、修士論文作成等学習を総合的に指導、支援することとしてアカデミック・アドバイザーの役割を明確に定めている。アカデミック・アドバイザーは、選択科目履修の際のサインを行い、セメスター当たり通常平均8単位を修得すよう指導すると

もに、一般的に論文指導教員となることなどから、適切な単位修得(資料6-1-1-2 参照)や優れた論文の作成に寄与していると言える。

博士課程においても、主指導教員や指導委員会を中心として修士課程と同様に学習相談、助言、支援体制が敷かれている。

各コースについて指導を受ける場合には、インストラクターのアポイントをメール等とった上で学習指導を受けることができる体制をとっている。

学生がいつでも気楽に学習相談や生活相談ができるよう「学生サポート部門」(S3: Student Support Services)が事務局とは別に設置されている。コーディネーターと2人のインターンが学生の相談(リクエスト)に対応しており、通常の勤務時間内はもちろんのこと、時間外であっても携帯電話につながるようになっている。たとえば、PC環境や学生の学習スペース、IC(Intensive Core)コースなど相談の事案に応じ、教員、事務局と連携しながらその解決の任に当たっている。また、授業評価を始め、学生に対する各種アンケートの集計、必要に応じ担当部署へのフィードバックも担当している。

また、本学で特別な支援を行うことが必要と考えられる学生は、身体に障害を有する者であると思われるが、これまでのところ入学者はいない。

資料7-2-2-1: インストラクター、アカデミック・アドバイザーの役割

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace” (1 December 2011)

II. Definitions

2.10. “Instructor” means the academic supervisor of a UNU educational course;

VII. Structure of the Programme of Study

Academic Adviser

34. An academic adviser shall be assigned to each student admitted to the study programme. The academic adviser will meet with the student to assess his or her background, preparation, and progress.

資料7-2-2-2: 博士課程のアカデミック・アドバイザー

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Doctor of Philosophy(PhD) in Sustainability Science” (1 April 2013)

II. Definitions

2.13. “Principal Academic Adviser” means a member of the degree programme’s academic personnel, qualified to guide and supervise the progress of the doctoral dissertation component of a student’s programme of study;

2.14. “Academic Adviser” means academic personnel other than the Principal Academic Adviser on a student’s Advisory Committee;

2.15. “Advisory Committee” means the committee that comprises the Principal Academic Adviser and other Academic Advisers. The Advisory Committee guides and supports the student’s academic development throughout the programme;

IV. Admissions

Notification of Decision

11. The Chairperson of the Board of Admissions and Exams will assign to each student a Principal Academic Adviser and shall notify the student in writing on the day of their enrolment.

VI. Structure of the Programme of Study

Coursework and Registration

41. Students must register for courses during the pre - registration period. Students should consult their Principal Academic Adviser prior to selecting elective courses.

【分析結果とその根拠理由】

入学時から修了時まで履修その他学生の指導・援助を担当するアカデミック・アドバイザー（修士課程）や主指導教員（博士課程）制度を導入しているほか、学生サポート部門の設置による学生リクエストの把握、各コースについてはインストラクターによる学習相談、事務局による履修登録相談など広範かつきめ細かなサポート体制が敷かれていることから、学生ニーズの把握、学習相談、助言、支援が適切に行われている。

観点 7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学の学生は、日本人が一人であることから、大学として日本の地域社会や日本文化への触れ合い、日本企業の見学、国際交流など、学生の課外活動の場を積極的に提供し、学生にはメール等でその積極的参加を促してきたことから、学生のニーズを踏まえて課外活動が円滑に行われるよう支援してきている。

資料 7-2-4： 学生の課外活動参加事例

1. ロータリー渋谷例会
2. Study Tour organized by Japan Educational Exchanges and Services (JEES)
3. KABUKI Viewing event organized by Japan Educational Exchanges and Services
4. Toyota Plant and Toyota Kaikan Museum Tour
5. Sumitomo Chemical co. Factory visit
6. United Nations Women Association (UNUWA) の定例会、定例会後のお茶会で意見交換
7. Emergency Evacuation Drill (UNU 主催)

【分析結果とその根拠理由】

学生に、日本の地域社会、日本文化、日本企業に触れ合う場や国際交流の場を提供するなど、課外活動の支援が適切に行われていると判断される。

観点 7-2-⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種

ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生の生活相談には、学生サポート部門（S 3 : Student Support Service）を設置し、通学、住居、健康や安全、経済的・法的問題、ハラスメントなど学生のあらゆる相談の窓口として一義的に対応している。日本人以外の学生がほとんどであることから、奨学金の受給、住居、大学周辺の地理案内、交通機関と学割証のシステム、健康保険、Eメールでの学内連絡網、携帯電話での連絡システムなどについて入学オリエンテーションで説明するとともに資料として提供している。

健康問題に関しては、入学時に健康診断書を提出させているほか、毎年定期的に健康診断を受診するよう指導しており、学生全員が国民健康保険と学研災保険に加入し、健康トラブルが生じた場合には、言語等の問題を考慮してS 3および事務局が責任を持って医師等の紹介をしている。これまでのところ、学生の健康に関して特段の問題は生じていない。

また、就職等進路についても事務局では、学生ポータルに国連関連機関の人材募集をリンクさせたり、学生の相談内容に沿って、関係する教員とともに、たとえば、アカデミック・アドバイザーの推薦書を添付して国際連合や関連機関・団体でのポスト紹介、本学でのプログラム・アシスタントとしての採用など、個別に進路相談を実施している。

なお、特別支援が必要と考えられる学生についてこれまでの入学実績はないが、事務局、S 3、学生ボランティアの活用など教職員および学生の連携により支援する体制を整えたいと考えている。

資料 7-2-5：学生の不服申し立て手続き

○Excerpt from “Rules Governing the United Nations University Master of Science in Sustainability, Development and Peace “(1 December 2011) (The PhD rules are similar to the MSc rules)

XIV. Student Complaints Procedure

162. The University seeks to maintain the highest standards of integrity and fairness in its relationship with students. It recognizes that students need a clear framework within which to tackle problems they may encounter within the University. The student complaint procedure outlined here aims to ensure that students have accessible, consistent, and efficient procedures for the resolution of student complaints.

163. These procedures reflect the University’ s devolved structure and ensure that there is appropriate local and central responsibility for resolving student complaints.

164. Students who lodge a complaint or appeal in accordance with these procedures will not be victimized or discriminated against.

165. The University will monitor and review complaints made under these procedures in order to continually improve its processes, while respecting the confidentiality of individuals.

Scope and Applicability

166. Students enrolled in a credited course or academic programme of the University may use these procedures.

167. Complaints must be made within thirty (30) days from the event’ s occurrence. Complaints made outside this period will not normally be considered unless the student can demonstrate reasonable grounds why

the complaint was not made earlier.

168. All student complaints and grievances will be handled in a serious, sensitive, confidential and timely manner and discussed only with those persons relevant to the case or who can provide specialist advice.
169. The complaints procedure may be used for both individual and collective concerns relating to:
- 169.1. Academic facilities;
 - 169.2. Academic services;
 - 169.3. Student support services;
 - 169.4. Administrative services;
 - 169.5. An alleged action or inaction by the University or a member of its personnel, including harassment;
 - 169.6. Teaching and supervision; or
 - 169.7. The behaviour of another student.
170. Disagreement on evaluation of academic performance is not dealt with under the provisions of this procedure.
171. Harassment is any improper and unwelcome conduct that might reasonably be expected or be perceived to cause offence or humiliation to another person. Harassment may take the form of words, gestures or actions which tend to annoy, alarm, abuse, demean, intimidate, belittle, humiliate or embarrass another or which create an intimidating, hostile or offensive environment. Harassment normally implies a series of incidents. Disagreement on academic performance is normally not considered harassment and is not dealt with under the provisions of this procedure.
172. Sexual harassment is understood as any unwelcome sexual advance, request for sexual favour, verbal or physical conduct or gesture of a sexual nature, or any other behaviour of a sexual nature that might reasonably be expected or be perceived to cause offence or humiliation to another, when such conduct interferes with work/studies, is made a condition of advancement or creates an intimidating, hostile or offensive work/study environment. While typically involving a pattern of behaviour, it can take the form of a single incident. Sexual harassment may occur between persons of the opposite or same sex. Both males and females can be either the victims or the offenders.
173. In the event that matters of a disciplinary nature arise through this process in connection with a member of the University personnel, they will be dealt with separately, at the discretion of the University, through the agreed personnel disciplinary procedures. However, every effort will be made to resolve the student's specific complaint through this complaints procedure.
174. Students seeking advice or further information on the complaints procedure may wish to consult:
- 174.1. their academic adviser and/or thesis supervisor;
 - 174.2. the Academic Programme Director; or
 - 174.3. the Office of Academic Affairs (UNU Centre, Tokyo).
175. から198. までは手続きのため省略

【分析結果とその根拠理由】

学生サポート部門が中心となって学生のニーズ（リクエスト）が取り上げられ、アカデミック・アドバイザー、主指導教員、関連教員、事務局等と情報を共有する連携体制がとられ、健康や生活に関する相談、ハラスメントの相談、進路等の相談に対応しており、学生の相談・助言体制が整備され、適切に行われている。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学は、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金支給対象大学ではないが、入学志願時から入学願書において、世界から有為な人材を求め、世界に貢献し得る人材を養成することとして、そのような目的に応え得るような学生に対し、経済的支援を前提として、奨学金受給希望と授業料の全額・一部免除の意思を確認しており、学生の経済状況や能力を考慮して独自の奨学金を給与している。

その一つとして、公益財団法人国連大学協会の（Japan Foundation for United Nations University；JFUNU）は、本学の活動を支援するため1985年に設立された外務省および文部省（当時）共管の法人であり、本学の研究・事業への資金支援などのほかに、研究科開設以来、賛助会員制度を設け企業等からの寄付金を財源として開発途上国からの学生支援を重視し本学学生への奨学金助成を行っている。

奨学金支給の状況については下表のとおりであり、奨学金受給者は同時に授業料（年額1万ドル）全額免除者でもある。

資料7-2-6-1：修士課程応募時奨学金受給意思の確認

○Excerpt from “MSc Application Guide Instructions to Applicants for 2014 Admissions”（10別添資料4-1-2-A参照）

1) Application Form

Applicants interested in applying for the JFUNDU and the ADB-JSP Scholarships need to provide his/her funding option(s) in Section 6 and indicate his/her request to be considered for the award of the Scholarships in Section 7 as there is no separate application form for the scholarship. However, applicants for the ADB-JSP scholarship must submit some additional documents. Please refer to “Additional Notes on ADB-JSP scholarship” for further detail. The scholarships available from UNU-ISP are very limited. Only highly qualified candidates from developing countries who can demonstrate the need for financial assistance will be considered for UNU-ISP financial support. Please note that applicants who want to pursue a second master’s degree at UNU-ISP are not eligible for the scholarships.

資料7-2-6-2：博士課程応募時奨学金受給意思の確認

○Excerpt from “PhD Application Guide Instructions to Applicants for 2014 Admissions”（11別添資料4-1-2-B参照）

1) Application Form

Applicants interested in and eligible for applying for scholarships available at UNU-ISP need to indicate his/her request to be considered for the award of the scholarship in Section 6 and provide his/her funding source(s) in Section 7 as there is no separate application form for the scholarship. The scholarships and

assistantships available from UNU-ISP are very limited. Only highly qualified candidates from developing countries who can demonstrate the need for financial assistance will be considered for UNU-ISP financial support.

資料7-2-6-3 : Scholarship Information

Enrollment Year	2010	2011	2012		2013		2014	
	Only MSc	Only MSC	MSc	PhD	MSc	PhD	MSc	PhD
JFUNDU Scholarship(*1)	2	2	2	2	2	2	2	2
UNU-ISP Scholarship(*2)	1	1	1		1			
UNU-ISP Assistantship(*3)		2	2		3			
World Bank Scholarship(*4)			1					
JICA Scholarship(*5)						1	2	
ADB Scholarship(*6)								
JEES Scholarship(*7)							3	
計	3	5	6	2	6	3	7	2

*いずれの Scholarship も支給期間は最高MScで2年、PhDで3年。2014年については、5月1日現在での予定。

*1 国連大学協力会（月額15万円）

*2 国際連合大学独自（月額15万円）

*3 公益財団法人日本国際教育支援協会（Japan Educational Exchange and Services ; J E E S）からの奨学金受給者でISPプログラムへ貢献することを義務付けられる（J E E Sから5万円+UNUから10万円）

*4世界銀行

*5 国際協力機構(Japan International Cooperation Agency)（月額約15万円）

*6 アジア開発銀行(Asian Development Bank)

*7 公益財団法人日本国際教育支援協会国際理解推進奨学金（国連大学枠）月額5万円

【分析結果とその根拠理由】

研究科開設以来、あらかじめ入学志願時に奨学金受給の希望を把握しており、公益財団法人国連大学協力会等諸団体の奨学金を活用するなど大学独自の奨学金制度を構築し、奨学金受給学生の授業料を全額免除していることから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断される。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・大学院の研究教育活動を遂行するための施設・設備が十分に整備されているばかりではなく、国際会議場の具備、図書館、ICT環境の整備など、学生がより発展的な課題に取り組むことができるような施設・設備となっているほか、建物の耐震性、安全・防犯体制が確保されている。

- ・図書館では、収集充実方策を定め、国連、本学の目的に沿った収書、選書、収集優先方針が明確になっており、体系的に収集・整理されている。また、電子図書館を目指し、電子ジャーナルやデータベースの利活用に I C T システムを十分に活用できる体制となっている。
- ・世界から集まった有為な学生が自らの課題に取り組み、解決していくために、個人研究スペースの確保、共同利用の情報処理学習施設などの周辺施設の整備により、自主的学習環境が十分に整備されている。
- ・学生の入学から修了までを通じて、学生一人に対し 1 名の教員を配置するアカデミック・アドバイザーや主指導教員制度を導入するとともに、学生がいつでもさまざまな問題を相談することができる学生サポート部門を設置し、インストラクター、事務局との相互連携、必要に応じ大学院プログラム委員会での討議など、学習支援、生活支援のための十全な体制が構築されている。
- ・公益財団法人国連大学協力会による大学の研究・事業全般についての財政的援助のほか、学生に対する奨学金助成、他団体奨学金制度の活用や大学独自の奨学金、これら奨学金制度と奨学金受給学生の授業料全額・一部免除との組み合わせによって、学生に対する経済面での支援がきわめて充実している。

【改善を要する点】

該当なし

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

教育の状況に関するデータは、志願者や合格者、入学者についての情報等の入試データと入学後の授業科目、履修状況、修得単位、修士論文、修了状況、修了後の進路等の教務データを学内イントラネット上で、閲覧限定の共有フォルダとして収集・蓄積されている。

これら教育の取組状況や学習成果に関するデータは、まず、入試・学修委員会において検証され、さらに、教授会で教務に関する実質的な検討を加えた上で、最終的に大学院プログラム委員会にフィードバックされる(観点 9-2-① 本学組織図参照)。たとえば、入試に関しては学生リクルート体制や募集要項の見直しなど、カリキュラムに関しては必修科目や選択科目の充実など、学位論文に関しては”GENERAL GUIDELINES FOR MASTER’S THESIS”の改訂など大学院教育プログラム全体の改善・向上に反映されてきている。

なお、この外部評価の受審においても、教育の内容に関することは主に入試・学修委員会及び教授会で、管理・運営・教務に及ぶことに関しては主に大学院プログラム委員会において自己評価書のドラフトを検討し、上記の手順において決定され、提出するに至っている。

【分析結果とその根拠理由】

入試、履修、教育課程、学位論文、修了まで一連の教育の取組状況や学習成果に関するデータが各種委員会にフィードバックされることによって大学院教育プログラムについてのPDCAサイクルが確立され自己点検・評価が行われていることから、教育の質の保証、改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断される。

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

学生からは授業アンケートやほぼ毎月開催されるアカデミック・プログラム・ディレクター、S3との意見交換会、教員・事務職員からは毎月開催される学長とスタッフとの意見交換会、また、毎月開催される学生と教員とのミーティングを通じて、教育の質の改善・向上に向けた意見を聴取する機会を設けている。

これらの意見は、入試・学修委員会、教授会にフィードバックされ審議・検討の上、大学院プログラム委員会へ報告されることから、学長、研究科長が管理運営上の責任を負うこととなっている。

これらに基づく改善点としては、例えば、シラバスについて教員、学生の共通理解を図るべきであるとの指摘に対し、授業が円滑に進むことができるようシラバスのモデルを作成し定型化したこと、実習科目について明確な指針がないとの指摘に対し、フィールドワークやインターンシップの成果や評価等についてガイドラインを策定したこと、博士課程の口頭試問についての方法をあらかじめ明確にしてほしいとの要望に対し、そのガイドラ

インを策定したことなどが挙げられる。

27別添資料8-1-2-A UNU Graduate School (Master' s Programme) 2012-2013 Guideline for Practical Training Course

28別添資料8-1-2-B Guidelines for PhD Proposal Defence

【分析結果とその根拠理由】

学生からの授業アンケートのほか、大学の構成員である学生、教職員、管理責任者が、大学院教育プログラムについてそれぞれ相互に意見を交換する機会を定期的に設け、その分析や検討の結果が必要とされる委員会等にフィードバックされ、教育内容や方法に具体的方策として反映されていることから、学生および教職員の意見は具体的かつ継続的に適切な形で教育の質の改善・向上に活かされていると判断される。

観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学の活動は毎年の年次報告として本学理事会に提出される。学長は理事会の構成メンバーではあるが、本学の研究教育について報告する立場にあり、その他の理事は学外者で構成されている。理事会では、本学が掲げる重点分野での研究教育の達成度等が審議され、必要に応じて計画や実施状況について指示、是正措置、改善勧告を発することとなっている。また、観点 9-1-⑥に記すとおり、毎年行われる会計検査委員会の監査を通じて、会計検査委員会報告に大学業務の一環として研究科に対する意見が記される場合もある。

さらに、大学支援機関かつ奨学金支給機関でもある公益財団法人国連大学協力会の理事会、評議員会その他の委員会等を通じて、本学の研究教育に対する意見や要望が述べられる場合がある。

これら学外関係者の意見は、本学の各委員会にフィードバックされ、改善のための検討・策定が行われる。

【分析結果とその根拠理由】

本学理事会、会計検査委員会および大学支援法人等学外関係者の意見が、本学の各委員会にフィードバックされ、改善策の検討・策定が行われていることから、具体的かつ継続的に適切な形で教育の質の改善・向上に活かされていると判断される。

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

教員は研究 3 分野のいずれかに属しており、各分野ではほぼ毎月シニア・アカデミック・プログラム・オフィサーがファカルティミーティングを招集する。これは、学生の履修状況、授業でのプレゼンテーションの評価、成績分析等による授業の進め方や効果について質疑応答を行う授業研究の場であり、学位論文の課題設定や進捗状況を確認することによる論文指導法の研究の場でもある。

また、教員は、入試・学修委員会と大学院プログラム委員会のうち少なくともいずれかの委員会に属しており、

学生が抱える教育上の問題を共有するとともに、自ら授業運営改善のための工夫や論文指導の改善方策について発表を求められている。

【分析結果とその根拠理由】

研究分野ごとのファカルティミーティング、入試・学修委員会、大学院プログラム委員会において、学生が抱える教育上の諸課題を解決するための授業や論文指導に関する改善策が検討されていることから、実質的なファカルティ・デベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断される。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

大学本部職員を含め研究科に関与している教育支援者や教育補助者については、ほぼ毎月 1 回事務局長がミーティング (Administrative Meeting) を開催し、本学ウェブサイトの内容検討など管理運営面に限らず、アカデミック・アドバイザーの確認、入試スケジュールの確認など研究教育に関連する課題についても情報を共有している。事務局職員は、大学院プログラム委員会の構成員であり、学生、教員とのミーティングにも参加している。

また、研究分野についての知識と理解を深めるため、本学施設で開催される本学研究科の研究教育に関連するシンポジウムやセミナーなどへ職員を積極的に参加させている (観点 9-2-④参照)。図書館職員については、学外的には、専門図書館協議会主催の著作権研究会、実務セミナーなどの講演会、セミナーなどに参加しているほか、本学図書館と国連広報センター共催の国連寄託図書館連絡会を開催し、国内大学図書館との情報、意見交換の場を設けている。学内的には、出版物情報及び全文蓄積のための「国連大学機関リポジトリ構築」に向けて学長室 (Office of the Rector)、情報センター (C 3 : The Campus Computing Centre) などで構成する共同プロジェクトを展開するなど、学内各機関と協力しながら多くの研修機会を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

研究科に関与する教育支援者や教育補助者は、事務局ミーティング、大学院プログラム委員会、学生・教員ミーティング、学内外で開催される講習会、セミナー、シンポジウム等に参加していることから、職員に対する資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・入試、履修、教育課程、学位論文、修了までの大学院教育プログラムの PDCA サイクルが確立され、教育の質の保証、改善・向上に組織として取り組んでいる。
- ・大学の構成員である学生、教職員、管理責任者が、大学院教育プログラムについてそれぞれ相互に意見を交換する機会を設け、三者が自由にかつ連携しながら、教育の質の改善・向上に取り組んでいる。

【改善を要する点】

該当なし

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

大学院が置かれている本学本部の校地については東京都から、校舎等の建物については文部科学省からの無償借り入れとなっている。

本学の会計年度は、国際連合各機関と同様 2 ヶ年を会計期間としており、1 月 1 日に始まり、翌年 12 月 31 日をもって終了する。

平成 23 年 12 月 31 日現在の資産額は、約 6.1 百万 USD であり、負債額は、約 1.4 百万 USD となっている。なお、この係数については、UNU-ISP に関するものである（以下この基準の各表において同じ）。

資料 9-1-1 : Statement of assets, liabilities and reserves and fund as at 31 December 2011	
(Thousands of United States dollars)	
Assets	
Cash and term deposits	—
Short-term investments	—
Long-term investments	—
Officers away from Headquarters and euro cash pools	—
Voluntary contributions receivable	—
Inter-fund balances receivable	635
Other accounts receivable	50
Deferred charges and other assets	5443
Total assets	6128
Liabilities	
Unliquidated obligations — current period	207
Unliquidated obligations — future period	1134
Inter-fund balances payable	—
Other accounts payable	75
Other liabilities	—
End-of-service and post-retirement liabilities	—
Total liabilities	1416
Reserves and fund balances	
Fund principal	—

Balances related to projects funded by donors	4414
Cumulative surplus (deficit)	298
Total reserves and fund balances	4712
Total Liabilities, reserves and fund balances	6128

【分析結果とその根拠理由】

本学本部の主な固定資産である校地および校舎等は、国際機関として地方公共団体および国から無償借り入れしているが、そのための債務が生じるものではなく、大学の目的に沿った研究教育活動を適切かつ安定して展開できる専有財産を有していると判断される。

また、資産と債務のバランス上から、債務が過大でないと判断される。

観点 9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の運営に係る収入状況は、研究科が設立された翌年、平成 22 年（B2010-2011）からは資料 9-1-2 のとおりであり、2012-2013 予算の経常的収入に関しては、国際連合本部からの資金援助を受けておらず、日本政府からの拠出金（Operating Contributions）が約 29%、特定プログラム推進出捐金（Specific Programme Contributions）が約 69%となっている。これは、国連大学理事会が外部からの研究活動費獲得を奨励するために設けた特定プロジェクト推進経費率（Gearing Ratio：特定プロジェクト経費/総収入 = Specific Programme Contribution/Total Income）の目標値 33%を大幅に超えるものとなっている。

資料 9-1-2 : The Source of the Estimated Income (Thousands of United States dollars)		
Budget Biennium	2010-2011	2012-2013
Core Income		
Income from the Endowment Fund	545	-
Operating Contributions & Other Income	5,694	4,986
Cumulative Surplus	-	290
Total Core Income	6,239	5,276
Specific Programme Contributions(*)	10,109	11,678
Total Income (Core + SPC)	16,348	16,954
(*)Table of SPC		
MEXT	5,800	4,200
Ministry of Environment	400	400
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries Japan	560	946
Asia Pacific Network for Global Change Research (APN)	100	200

Kirin Holding Co. Ltd.	500	696
Mitsui & Co. Ltd.	236	-
Japan Science and Technology Agency (JST)	-	280
University of Tokyo	-	1,040
Various donors	339	440
Various donors (European Commission, US-EAP, etc) for StEP Programme, Bonn, Germany	1,500	2,099
SPC (New) Total	9,435	10,301
SPC (Carried forward)	674	1,377
Total SPC	10,109	11,678

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の運営に係る経常収入は、約98%が日本政府からの拠出金と大学が計画している学術プログラム推進経費の見合い収入となっている特定プログラム推進出捐金からなっているが、予算編成時において確実に収入が約束されているものについてのみ計上しており、研究教育活動を適切かつ安定して展開するための経常的収入が確保されていると判断される。

観点9-1-③：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支に係る計画は、本研究科を含めた各研究所が提出した予算計画書 (Proposed academic programme and budget estimates) が国際連合の予算審議会 (Advisory Committee on Administrative and Budgetary Questions (ACABQ)) に提出され、ACABQで審議・承認された後、本学の理事会へ提出されることとなっている。

収入予算については、資料9-1-2のとおりであるが、支出予算については資料9-1-3のとおりであり、収支均衡予算となっている。また、予定している収入財源が大学口座に入金しない限り、たとえ支出予算として計上されていても、執行できないことになっている。

2014-2015 予算年度に係る予算の計画から決定までのプロセスは、2013 年において概ね次のとおりである。

- 8月中旬頃まで；IASを含む各研究所から大学本部（学長室と財務部）に予算計画書提出
- 8月中旬～9月中旬；大学本部でレビュー
- 9月末大学本部から国際連合予算審議会へ大学全体の予算書を提出
- 11月中旬～11月下旬；国際連合予算審議会から大学本部へ予算に対するコメント、大学理事会へ承認の連絡
- 12月上旬；大学理事会で予算決定

このようなスケジュールに合わせ、本学大学院の研究教育に係る予算計画については、大学院プログラム委員会において審議・検討の上予算計画書を大学本部に提出している。大学理事会での予算決定後も、大学院プログラム委員会および教授会でその内容について周知している。

資料 9-1-3 : Budget by Cost Category		
(Thousands of United States dollars)		
Budget Biennium	2010-2011	2012-2013
Academic Activity Costs	1,181	320
Personnel Costs	4,658	4,356
General Expenses	400	600
Academic Activity Funded from SPC	10,109	11,678
Total Budget	16,348	16,954

【分析結果とその根拠理由】

収支に係る計画は、国際連合の予算審議会で審議・承認された後、さらに本学理事会でも審議検討している。学内では、予算の範囲内で執行することとして大学院プログラム委員会等で周知していることから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているものと判断される。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学大学院の運営に係る過去4年間の収支状況は、資料 9-1-4 のとおりであり、収支均衡予算かつ現金の有高の範囲内で支出することから、支出超過となることはない。

資料 9-1-4 : Income and Expenditure for the biennium ended 31 December		
(Thousands of United States dollars)		
Budget Biennium	2010-2011	2012-2013
Income		
Voluntary contributions	16,310	16,369
Interest income	—	—
Income for services rendered	—	93
Others/miscellaneous income(*)	392	543
Transfers from the Endowment Fund	641	—
Total Income	17,343	17,005
Expenditure		
Staff and other personnel costs	4,298	3,666
Travel	94	49
Contractual services	1	—
Operating expenses	429	457
Acquisitions	2	5
Research and training network. And dissemination	12,311	12,010

Transfers to operating funds	-	-
Total expenditure	17,135	16,187
Excess (shortfall) of income over expenditure	208	818
(*) Including students tuition fee of UNU-ISP		

【分析結果とその根拠理由】

収支予算の計画の範囲内で執行することが求められており、予算の制度上過大な支出超過になることはない。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の研究教育活動財源の約 70%は、サステナビリティ・開発・平和に関するプロジェクト研究を推進するための学術活動費であり、本学の教員はいずれかのプロジェクトに全員が参加しその研究を推進している。また、学生についても、自分の課題や能力に従ってこれらプロジェクトに参加させており、学位論文作成のための実践の場の提供ともなっている。

また、本学本部（東京都渋谷区）の施設・設備の維持管理に要する経費はこれまで記した収支計画とは別途に計上されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、サステナビリティ・開発・平和に関する課題を解決するためのプロジェクト研究推進経費が確保されており、教員や学生が各プロジェクトに参加していること、大学本部の施設・設備の維持管理費を別途確保していることから、研究教育活動に対し、適切な資源配分がなされているものと判断される。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の財務諸表および財務に係る監査については、国際連合財政規程(Financial Regulations and Rules of the United Nations)および国際連合大学憲章に規定されているところである。

財務諸表等としては、貸借対照表、収支決算書のほか、キャッシュフロー計算書が作成され、毎年理事会に報告し、承認を得た後、国連総会に提出されている。

また、この財務諸表等については、毎年国際連合本部にある会計検査委員会(Board of Auditors)から派遣される国際連合外部の会計検査人(External Auditors)による監査が行われ、最終的に会計検査委員会報告書として国連総会に提出されている。

資料 9-1-6：財務諸表および監査

○Excerpt from “Financial Regulations and Rules of the United Nations”

Article VI

Accounting

Financial statements

Rule 106.10

(a) For all accounts of the United Nations, except for peacekeeping operations with special accounts, interim financial statements covering the first year of the biennial financial period, as at 31 December, shall be submitted to the Board of Auditors not later than 31 March of the following year. For the same accounts, final financial statements covering both years of the financial period, likewise as at 31 December, shall be submitted to the Board of Auditors not later than 31 March following the end of the financial period. Copies of financial statements shall also be transmitted to the Advisory Committee. Additional financial statements may be prepared as and when the Under-Secretary-General for Management deems it

necessary.

(b) In the case of peacekeeping operations with special accounts, financial statements for the annual financial period ending 30 June shall be submitted to the Board of Auditors not later than 30 September of the same year.

(c) Financial statements submitted to the Board of Auditors for all accounts shall include:

(i) A statement of income, expenditures and changes in reserves and fund balances;

(ii) A statement of assets, liabilities, reserves and fund balances;

(iii) A statement of cash flows;

(iv) Such other schedules as may be required;

(v) Notes to the financial statements.

Article VII

Board of Auditors

Appointment of a board of auditors

Regulation 7.1. The General Assembly shall appoint a board of auditors to perform the audit of the accounts of the United Nations. This board shall consist of three members, each of whom shall be the Auditor-General (or officer holding the equivalent title) of a Member State.

Audit standards, scope and operations

Regulation 7.4. The audit shall be conducted in conformity with generally accepted common auditing standards and, subject to any special directions of the General Assembly, in accordance with the additional terms of reference set out in the annex to the present Regulations.

Regulation 7.5. The Board of Auditors may make observations with respect to the efficiency of the financial procedures, the accounting system, the internal financial controls and, in general, the administration and management of the Organization.

Regulation 7.6. The Board of Auditors shall be completely independent and solely responsible for the conduct of the audit.

Regulation 7.7. The Advisory Committee may request the Board of Auditors to perform certain specific examinations and issue separate reports on the results.

Regulation 7.8. The Board of Auditors shall, subject to the concurrence of the Advisory Committee, allocate and rotate the audit work among the members of the Board.

Reporting

Regulation 7.11. The Board of Auditors shall issue a report on the audit of the financial statements and relevant schedules relating to the accounts for the financial period, which shall include such information as the Board deems necessary with regard to matters referred to in regulation 7.5 and in the additional terms of reference.

Regulation 7.12. The reports of the Board of Auditors shall be transmitted to the General Assembly through the Advisory Committee, together with the audited financial statements, in accordance with any directions given by the Assembly. The Advisory Committee shall examine the financial statements and the audit reports and shall forward them to the Assembly with such comments as it deems appropriate.

○Excerpt from “UNITED NATIONS UNIVERSITY CHARTER”

ARTICLE IX. Finance and Budget

8. Funds administered by and for the University shall, as provided in the Financial Regulations of the United Nations, be subject to audit by the United Nations Board of Auditors.

【分析結果とその根拠理由】

本学の決算に関する財務諸表等が適切に作成され、国際連合本部にある会計検査委員会の監査を受けていることから、財務に係る監査が適正に実施されていると判断される。

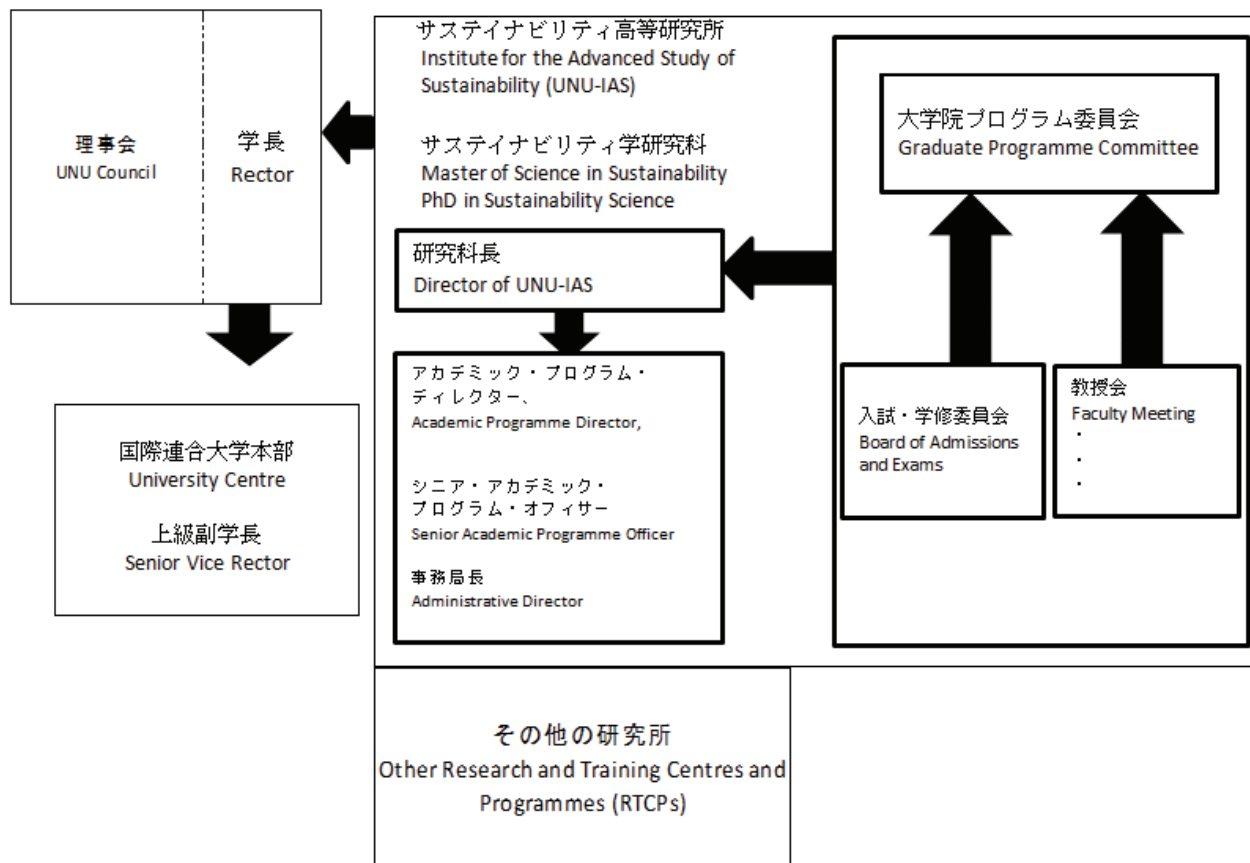
観点 9－2－①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の管理運営組織は、概ね下図のとおりである。

○国際連合大学組織

United Nations University Organization



国際連合大学憲章上の組織として、

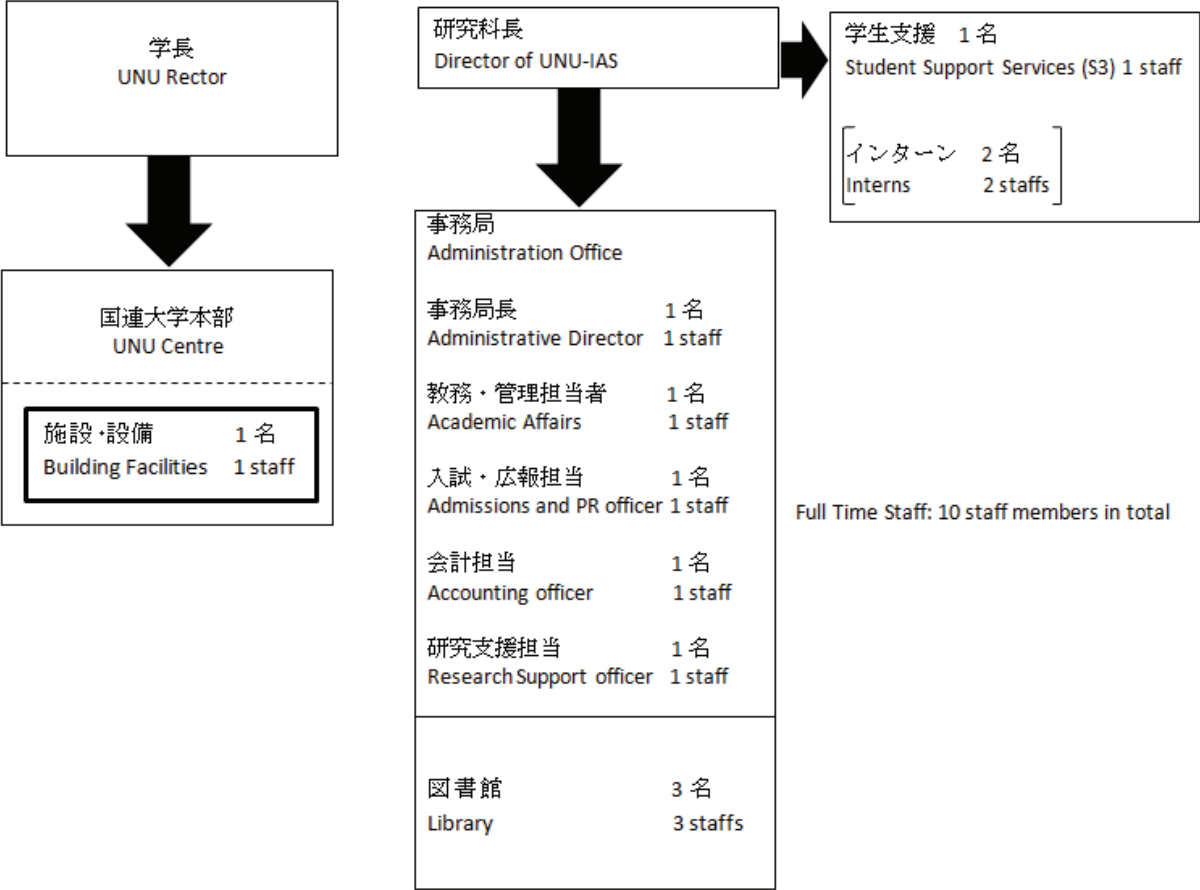
- ・理事会・・・国際連合大学全体としての最高意思決定機関である。
- ・学長・・・理事会の構成員であるとともに、本学の管理運営、企画等に関する最高責任者であり、理事会に対し責任を負う。
- ・本部・・・本学のプログラム、企画、管理運営および財政等全般にわたって学長を補佐する。
- ・研究・研修センターおよびプログラム・・・世界の各地で研究所や研修センターおよび研究・研修プログラムが展開されており、サステイナビリティ学研究科もそのひとつである。

が置かれることと規定されている。

本学サステイナビリティ学研究科には、研究科長(Director)が置かれ、研究科の管理運営および教学上の責任者となっている。それを補佐する職として、アカデミック・プログラム・ディレクター(Academic Programme Director)と事務局長(Administrative Director)が置かれている。

研究科の諸問題を審議・検討する組織として、入試・学修委員会(Board of Admissions and Exams)（観点4－1－③および観点5－6－④参照）、大学院プログラム委員会(Graduate Programme Committee)および教授会(Faculty Meeting)（観点2－2－①参照）が置かれ定期的に開催されているほか、臨時個別の案件を審議するため各種委員会が置かれている。

○国際連合大学大学院プログラム事務組織図
UNU Postgraduate Programme Administrative Organization



研究科の専任事務職員は事務局長はじめ5名であるが、たとえば施設・設備など大学全般わたる業務については大学本部職員が研究科の業務も担当し、10名の職員が研究科業務に従事している。

また、危機管理については、機密性の高い文書を Secure Print を用いて印刷し、災害時には全学生、教職員に連絡が取れるように緊急時連絡網を作成して周知徹底を図っている。

資料 9-2-1 : 国際連合大学の組織

○Excerpt from “United Nations University Charter”

ARTICLE III. Organization

1. The University shall consist of:

- (a) A Council which shall serve as the governing board of the University;
- (b) A Rector, who shall be responsible to the Council for the direction, administration, programming and coordination of the University;
- (c) A University Centre to assist the Rector in the programming, coordination, support, administration and financing of the overall University programme, with a high-level staff responsible to the Rector,

and organized so as to ensure effective and prompt action;

(d) The research and training centres and programmes.

2. For purposes of advanced research and postgraduate training, the Council of the University may designate, on grounds of academic excellence, certain institutions and centres, or parts thereof, particularly in developing countries,

as associated institutions of the University, on terms and conditions to be decided on by the Council.

3. In order to accomplish its purposes and programmes, the University may organize internationally coordinated research with appropriate institutions and individuals in various parts of the world, by contractual or other arrangements.

ARTICLE IV. Council of the University

ARTICLE V. Rector of the University

ARTICLE VI. University Centre

ARTICLE VII. Research and Training Centres and Programmes

ARTICLE VIII. Personnel of the University

【分析結果とその根拠理由】

管理運営上、学長が大学の最高意思決定機関である理事会の構成員であることから、学長がそのリーダーシップを発揮し易くなっているとともに、本学研究科の諸課題に対応するため研究科長や各種委員会および事務組織が設けられ、必要に応じて柔軟かつシンプルな意思決定が行える体制となっていることから、適切な組織と規模を備え、危機管理についても、ICT環境の活用や連絡網の整備により体制が適切に整備されていると判断される。

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関する学生の意見やニーズは、学生サポート部門（S3）や事務局にいつでも申し立てることができるとともに、アカデミック・プログラム・ディレクターと学生との意見交換会をほぼ毎月1回開催することによって把握できることとなっている。

教職員については、学長と研究科長を含むスタッフとの意見交換会（Staff Meeting）もほぼ毎月1回行われ、その時々々の課題や将来にわたる検討課題について話し合いが行われている。

これ等管理運営に関する意見やニーズ、課題は、大学院プログラム委員会に提起され、教職員間で情報が共有されるとともに解決策が検討され、結果として管理運営責任者である研究科長、学長にフィードバックされることとなっている。

また、学外関係者の意見やニーズについては、会計検査委員会報告のほか、政財官学界の著名人で構成される

公益財団法人国連大学協会の役員会や評議員会、同会に置かれている同窓会 (UNU Alumni Association) を通じ、適宜把握できるようになっている。

資料 9-2-2：公益財団法人国連大学協会 国連大学協会ウェブサイト <http://www.jfunu.jp/>

【分析結果とその根拠理由】

大学の構成員について、学生とアカデミック・プログラム・ディレクターとの意見交換会、教員およびスタッフと学長との意見交換会を実施して管理運営にその意見やニーズを反映している。また、学外関係者のニーズとしては、会計検査委員会報告や大学事業全体に亘る支援や学生への奨学金支給機関でもある公益財団法人国連大学協会による本学の活動に対する報告・評価が行われていることから、適切に管理運営に反映されていると判断される。

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

一般的に法人に置かれる監事の役職にあたる職種は置かれていないが、国際連合財政規程に基づいて、国際連合本部にある会計検査委員会から派遣される会計検査人による監査が毎年 4 月、5 月の 4～5 週間にわたって行われ、会計検査委員会による財務に関する事項と業務全般について意見を記した詳細かつ大部の「会計検査委員会報告」(Audit Report)が国際連合本部の諮問委員会 (Advisory Committee) を通じて国連総会へ提出されていることから、この会計検査委員会が実質的に監事の役割を果たしていると言える。

【分析結果とその根拠理由】

監事の役職にあたる職種は置かれていないが、国際連合本部にある会計検査委員会によって選ばれた会計検査人による財務に関する事項と業務全般についての監査が毎年行われていることから、会計検査委員会が実質的に監事の役割を適切に果たしていると判断される。

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の事務職員 (Staff) は、大学院プログラム委員会で議論される内容を通じて本学の管理運営に関する知識、立案、解決能力等資質の向上が求められている。

事務職員は、上記委員会の構成員として、毎月 1 回開催される学生、教員とのミーティング (Academic Meeting) に参加し、学生や教員の自主的な発表や議論を通じ大学院プログラムに関連するプロジェクトについて知識を深めている。

また、本学が共催で開催するものを含む各種セミナーやシンポジウム (例：平和構築基礎セミナー、JICA 開発教育指導者セミナー等) には、研究科の運営に関連するテーマに応じて参加する機会を多く得ることができるとともに、国連大学本部が主催する研修 (例：Excel トレーニング、プロジェクトマネジメント研修等) にも参加している。

なお、職員の語学力に関しては、採用時から高いレベルでの英語と日本語能力が求められ、日常会話、メール、各種文書作成においてもすべて英語で行われ、英語以外にも数ヶ国語を駆使できる職員もいることから、特段の研修は必要としていない。

【分析結果とその根拠理由】

職員が研究科内の委員会や会議に参画することによってその主体性が求められるとともに、大学が共催するセミナーや大学本部が主催する研修に積極的に参加させていることから、職員の資質向上のための取組が組織的に行われていると判断される。

観点 9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学研究科の業務、財務、研究教育活動等に関する基礎的データは事務局において収集・整理している。

大学の活動状況については、国際連合大学憲章の規定に従って、毎年「年次報告書」(Annual Report)を作成し、大学本部を経由して学長が理事会に報告することになっている。理事会はそれを審議し、必要な場合には指示、措置、勧告を行い、国連総会に年次報告を行うこととされている。

研究科の年次報告書は、毎年の研究教育活動等のデータに基づいて、大学院プログラム委員会で研究教育活動および管理運営事項に関する報告書案を策定・検討し、大学本部へ提出される。

また、4年に一度、本学サステナビリティと平和研究所として「活動報告書」を刊行している。

資料 9-3-1：年次報告書

○Excerpt from “United Nations University Charter”

ARTICLE IV. Council of the University

The Council shall:

(e) Consider reports of the Rector on the activities of the University and on the execution of its plans of work;

(f) Issue directives and take measures within the framework of the present Charter;

(g) Make whatever recommendations it may deem either necessary or desirable for the effective functioning of the University;

(h) Report annually to the General Assembly, the Economic and Social Council, and the Executive Board of UNESCO, through the Secretary-General of the United Nations and the Director-General of UNESCO, respectively, on the work of the University;

本学ウェブサイト

“United Nations University Annual Reports” (<http://unu.edu/publications/annual-reports>)

【分析結果とその根拠理由】

国際連合大学憲章の規定により、大学活動の総合的な状況について基礎的な資料やデータに基づいて毎年「年次報告書」を作成しており、また、研究所としての活動報告書も刊行されていることから、実質的に自己点検・評価が行われていると判断される。

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

国際連合本部から指名された会計検査委員会が選定した財務、プログラムに関する監査項目についての監査が2予算年度ごと（実地監査は毎年度）に実施されている。

また、大学の活動の状況について本学理事会に毎年、年次報告書を提出しており、審査を受けているとともに、場合によっては、指示、適当な措置を求められ、改善のための勧告を受ける制度設計になっている。

さらに、本学事業への支援団体でもあり学生への奨学金支給団体でもある公益財団法人国連大学協力会においては、本学の活動状況を検証するとともに、学生の教育活動状況を踏まえて奨学金の継続、新規の支給決定を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動状況について、本学理事会による年次報告書の審議、国際連合本部にある会計検査委員会による監査、公益財団法人国連大学協力会による検証によって、実質的に外部者による評価は行われていると判断される。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

本学理事会、国際連合本部にある会計検査委員会、公益財団法人国連大学協力会のそれぞれの意見や指摘事項に対しては、入試・学修委員会や大学院プログラム委員会でその対応策を検討し、組織、カリキュラム、管理運営等の改善方策を検討し必要で可能なものからその措置を講じている。

これらの意見を反映して、社会システムと自然システムの相互関係を探り、持続可能な開発に向けた戦略的道筋を明らかにすることを目的とした横浜の高等研究所と、東京のサステイナビリティと平和研究所は、これまで積み上げてきた学術活動を引き継ぎ発展させる形で持続可能性を研究教育の中心的テーマとして、平成26年1月、修士・博士課程の研究教育内容をより充実するため、サステイナビリティ高等研究所(Institute for the Advanced Study of Sustainability)として組織の改組・拡充を図り名称を変更したところである。

【分析結果とその根拠理由】

各機関から提示された本学に対する意見や指摘に対しては、学内の各委員会等にフィードバックされた上で検討され、実現可能なものから実行されていることから、改善のための取組が行われていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・国際連合本部からの資金援助を受けていないのにも拘らず、経常的自己収入を確保し、人件費を含む管理運営経費約3割に対し、プロジェクト研究の推進を始め約7割の予算が学術的研究教育経費に充てられている。
- ・国連大学理事会が外部からの研究活動費獲得を奨励するために設けた特定プロジェクト推進経費率（Gearing Ratio：特定プロジェクト経費/総収入 = Specific Programme Contribution/Total Income）の目標値を33%としているが、本学大学院の運営に関係する予算については60%強となっている。
- ・学長のリーダーシップが発揮し易い運営体制になっているとともに、シンプルな意思決定が行えるよう、各種委員会との連携、事務組織との相互協力がスムーズに行うことができる体制となっている。
- ・国際連合大学憲章に基づく理事会への大学活動に関する年次報告義務や国際連合本部にある会計検査委員会による監査、公益財団法人国連大学協力会による事業検証がフィードバックされ、これら機関の意見、要望が本学の改善方策に反映されている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学は、1 研究科のみを置く大学院大学である。

大学の目的は、「国際連合大学憲章」(United Nations University Charter)に明記され、本学ウェブサイトで公表されている。さらに、本学ウェブサイトや大学概要、学生募集案内(9 別添資料 4-1-1-B、10 別添資料 4-1-2-A、11 別添資料 4-1-2-B 参照)等でよりわかりやすく本学の目的や沿革、その他研究教育目標について記載している。

学生については、入学式や入学オリエンテーションにおいて学長および研究科長等教員から本学の目的や特色について説明がなされている。

教職員については、採用面接の際に本学の目的に対する理解を確認しているほか、教授会その他各種会議において本学の研究教育や管理運営に関する重要事項を報告、説明する場を設け、大学の目的や研究教育動向への共通理解を得るようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

本学ウェブサイトや大学概要等を通じて、本学の目的が広く社会に公表されているとともに、学生や教職員については大学の目的を説明する機会が多くあり、周知徹底されている。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

入学者受入方針(資料 4-1-1 参照)、教育課程編成・実施方針(資料 5-4-2-1 参照)、および学位授与方針(資料 5-6-1-1、資料 5-6-1-2 参照)について、それぞれの内容については本学ウェブサイト、大学概要、募集要項等で具体的に説明している。

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されている。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点到係る状況】

本学は、国際機関である国際連合が設置する大学であり、学校教育法の適用を受けるものではないが、研究教

育活動等についての情報は、研究教育上の基本組織、教員、授業科目に関すること、施設および設備、授業料、学生支援等の事項および国際連合大学年次報告書について本学ウェブサイト若しくは大学概要や学生募集案内等の刊行物への掲載によって公表、周知されている。

しかしながら、本年1月新IASとして改組したことから進学および就職等の状況に関することや授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること等さらに研究教育活動等に関する情報の公開について充実方策を検討している。

資料 10-1-3：研究教育活動等に係る情報公開

本学ウェブサイト

- ・教員 "UNU-IAS Experts" (<http://ias.unu.edu/en/people/experts>)
- ・修了者数 "Past Courses" (<http://ias.unu.edu/en/admissions/past-courses>)
- ・授業科目、カリキュラム、修了認定基準 "UNU-ISP M.Sc. on Sustainability Curriculum" (<https://pgp.isp.unu.edu/moodle/mod/page/view.php?id=1445>)
"Ph. D. program requirements" (<https://pgp.isp.unu.edu/moodle/mod/page/view.php?id=1463>)
- ・授業料、学生支援、進路選択等
"MSc in Sustainability" (<http://ias.unu.edu/en/admissions/degrees/msc-in-sustainability.html#overview>)
"PhD in Sustainability Science" (<http://ias.unu.edu/en/admissions/degrees/phd-in-sustainability-science.html#requirements>)

【分析結果とその根拠理由】

研究教育活動等についての主要な情報は公表されているが、さらに修了後の進路などの公表について充実を図る必要があると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学生受入方針、教育課程編成・実施方針、学位授与方針等入学から修了するまでの一連の研究教育活動について、大学ウェブサイト、各種刊行物への掲載によって、求める学生像、教育内容・方法、養成する人材像として明確にかつ具体的に公表、周知している。

【改善を要する点】

- ・研究教育活動等に関する情報については、本年1月の新IASとしての改組・拡充に伴い、修了後の進路等を含め、積極的に効果的な情報の公表について充実を図る必要がある。